

厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成21年3月10日

午前10時02分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

昨日に引き続き、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

107ページ、6款1項商工費、3目食文化振興費から進めてまいります。

5番さん、中川委員。

- 中川委員 おはようございます。

きのうから食文化振興費に入りまして、安達委員、高橋委員、そして堀委員が議論をしていたところでありますが、私も、若干でありますけれども、町長の考え方をお聞きしたいなと思ひまして、質問をさせていただきます。

きのうは、安達委員からいろいろな質問がありました。そして、私が一番気になっていたことは、最後に安達委員が言われたように、私たちがキノコの会議等々でコンキリエを使っているんだと。カキを食べさせに行っても非常に悪いカキだったと。これは私が行っても間違いのないと思うのですけれども、そのとおりのことをきのう安達委員から言われたと思って、私聞いていましたけれども。

私も実は、このカキの、町長がこの厚岸のカキを宣伝するのはコンキリエで、そのおかげで日本じゅうに厚岸のカキを宣伝しているという、いつもそのお話を聞いておりました、そのとおりでなと思ってはいるのですけれども、私自身も、非常に仕入れが悪いのかどうなのか、こんなことを言ったら社長であります町長にもお叱りを受かるかもしれませんが、私も非常に気にしておりました。

それで、ちょっと生意気な話をしますけれども、私もそういう関係で気になっておりました、2回ほどコンキリエにお邪魔しまして、支配人からいろいろと話を聞いたりしてもいたところなんですね。

これは仕入れ状況も支配人からお聞きをしておりました、これは困ったな、こんな方法じゃなと思ひまして、私なりに心配しておりました、それでどうだろうと、今カキをやっている業者がそれぞれ生けすというんでしょうかね、今インターネットで売っていますけれども、施設でも売っています。いろいろとお聞きしますと何か五、六百万円1基当たりかかるんだそうですけれども、そのようなものをコンキリエに用意されて、そして、浜からといいますか、今の組合もインターネットで組合員が売るように指導といいますか、そういうふうになっておりますから、漁民から買ってもコンキリエが買っても差し支えないと思ひますので、そのようなことをしたらどうでしょうか。

これも一つのアドバイスのつもりで言いましたら、ちょっと問題がありまして、これはどういう問題かわかりませんが、財政的な問題なのかわかりませんが、そうしたら、

これどういうふうにして仕入れているんですかということで聞きました。今も言いましたようにいろいろありまして、厚岸の漁業協同組合と一札というんでしょうか、入っているんだと。それで組合から買わなければ、私が今言いますように、関係業者から買えないような仕組みということなんですね。

それで直売所の担当者にお聞きしましても、そうだと。コンキリエとの販売にはそういうことになっているんですということでもありますけれども、何か私も、カキの仕入れがちょっと問題があるんじゃないのかなということで、先ほど言いましたように、2回ほどお邪魔しまして支配人とも議論していたところなんですけれども。

それで私一人でもいい考えがつかみませんので、それで、支配人とは機会がありましたら、社長である町長ともじっくり議論をさせてもらって、私なりにできるものがあれば、コンキリエのために仕入れの問題、私も仕入れで心配していたものですから、そういうことで、いいアドバイスがもし社長からいただければ、私なりに努力しますということで帰ってきておりますけれども、非常に仕入れ自体、厚岸の町民も、今やめられましたけれども、観光協会のOBの皆さんとも私なりにコンキリエについて相談していたんですけれども、いろいろなアドバイスといいますか、なかなかいいアドバイスがいただけなかったんですけれどもね、そういうことで今支配人とも相談して、機会があれば、社長である町長の意見を聞きながら、私もコンキリエのために使わせていただきますという議論をしておりましたので、こういう機会がありますので、何か町長のいい意見がもしあれば、それをお聞きして、コンキリエのために頑張っていきたいなど、こう思いまして質問させていただきました。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

カキの問題についてのお尋ねでございますが、コンキリエは、食材においても、また、メニューにおきましても、重要な役割を担っておるわけでございます。そういう中での良質なカキを皆さん方に食べてもらうということは大事なことであります。

そういう中でお話しいたしますと、実は漁組と契約しておりまして、その中での取引ということで行っておるわけでございます。これは設立当時から現在まで続いておりますが、そういう中で畜養とかいろいろな工夫をコンキリエ自体も考えたかどうかということにおいても、いろいろな取締役会においても議論が出ておるところであります。しかしながら、畜養する、また、安定供給をするという点については、非常に難しい点もあるというように受けとめておるわけございまして、今、中川委員からご質問ありましたことについては、コンキリエの取締役会においてもいろいろと議論を重ねているところございまして、これからは漁組といろいろと話し合っ、やはり良質なカキを供給していただくというような方法で、さらに進めてまいらなければと、かように考えております。

●委員長（竹田委員） 5番中川委員。

●中川委員　そういうことで、取締役会でも議論させていただいて、やっぱり町長が言いますように、コンキリエは厚岸のカキを日本中に宣伝していただいている施設でございますので、そうするとやっぱりいいカキを皆さんに提供していただきたいし、また、やっぱり役員の一員としてもそう願っているわけでございますので、もし、私も何ぼかでも、よければ、一生懸命頑張っていきたいと、このように考えております。

それから、ちょっとまた生意気な質問をするようになりますけれども、きのう高橋委員が、経営努力が足りないんでないのか、そういう話もされたと私記憶しております。それで私も、高橋委員が質問終わりましたから、席が隣ですので、いろいろ話したり聞いたりしていたんですけれども、高橋委員よと、いつも町長が言うように、設立からそうなんですけれども、コンキリエでお客さんを地方から集めてきて、そして下に流すのがコンキリエの役目でしょうと。それで、だから、なかなかお客さんがそういうことで、営業努力というのがなかなかできないんでないんですかと。

それで話変わりますけれども、前の支配人も、いろいろ結婚式、今余り結婚式は皆さんほとんど釧路へ行かれて、ありませんけれども、当時、あそこで結婚式をやるとした。それから、クリスマスイブのときに七面鳥を焼いたり何なりして、厚岸町でやっていないようなことをしようと思った。ところが、下からの突き上げがあったんですと、そういう話で、涙を浮かべながら私たちに訴えてくれたんですよね。

そういう話を聞いていたものですから、きのう私、高橋委員にも話したんですけれども、そうすると高橋委員が、下の業者と重ならない部分で営業努力したらどうなんだ、こういう話を私にしてくれたものですから、それはそうですねと。ただ座っていてお客さんを迎えては、赤字になるのが一方じゃないかと、こういう話は皆さんにも委員の方からしていましたけれども、私はもっともだなと思うんですよね。

町長ね、うちの厚岸漁協組合の直売所、いろいろな面で町のご指導もいただいておりますけれども、今ね、町長ね、自負するわけではありませんが、すごいですよ、営業努力というのは。これも役員で本当に頭下がるぐらいの思いなんです。7億6,000万円から売っていますから。当初8,000万円かそこで小さいのが、やっぱり職員の努力ですよ。

だから、きのう高橋委員が言った、この営業努力が私は足りないのではないのかなということで、きのうの高橋委員の質問に私感激したんですけれども、私そのとおりで思うんですよ。

ご案内のように、牡蠣まつりなんか子野日公園でありますけれども、向こうでやらないで、ここで受けとめよう、そして今の直売所の前でいろいろなイベントをやりながら、そしてあそこに、言ったら悪いですけど、つぶれた商店を買収しまして、これはあれですけども、駐車場を広げたり、いろいろな面でやっています。これはやっぱり努力ですよ。

だから、これは内輪の話ですからあれですけども、今、部に格上げしようという努力もしていますし、あの直売所も今見学で増築も考えています。それだけの売り上げで。我々は全道1か2かという自負していますけれども、それだけでやっぱり、高橋委員からも言われたように営業努力ですよ。重ならない部分で大いに頑張ってもらえば、せっかくのこの施設ですよ。この開設が5年か6年でしたっけ。町長が道会議員のときに、いろいろご苦労かけて、お世話になってつくったコンキリエですよ。これを皆さん

でやっぱり守っていかなくては。私はそう思うんですけども、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 営業努力についてのご質問でございます。

昨日もご答弁させていただきましたが、支配人以下、コンキリエ職員、従業員、一生懸命この赤字解消のために、私は町長として、最善の努力をいただいていると、そのように考えておるわけであります。しかしながら、現実には、今ご提案をいたしておりますとおりの予算案を計上しなければならない極致にある、大変な事態にある。

それでは、どういう点にそういうことになるのかといえ、営業面にも今ご指摘のとおりあるかと思えます。

そこで今、直売店の話も出ましたけれども、いわゆるコンキリエは、きのうもお話しいたしましたけれども、ご承知のとおり、公共と、公共というのは第一セクターです。民間事業、第二セクターとが共同出資をして設立している経営組織体でございます。これが第三セクターというわけでありますが、公共の持つ計画性と民間の持つ効率性を組み合わせたという理念に基づいて営業をいたしております。

そういう中でいろいろな制約も受けておることはご承知のとおりであります。しかしながら、公だから、公益性だから、または公共性だからという甘えじゃなくて、やはり今指摘されたようなこれからも反省点に立ちながら、改善に基づいた営業努力、これもやはり大事なことでございます。

社長といたしましては、中川委員の今の質問をしかと受けとめながら、社員一同、営業努力の中で、さらに赤字解消に向けて頑張っていきたい、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

（「はい、わかりました。いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

10番谷口委員。

●谷口委員 ちょっと教えていただきたいんですが、現在のコンキリエの役員体制、それから役員はどういう方が役員となっているのか教えていただきたい。それから、出資状況なんです、それぞれの団体出資、あるいは個人出資、これについて説明をしていただきたいというふうに、まず、お伺いいたします。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お待たせいたしました。

まず、役員の構成でございますけれども、役員につきましては、代表取締役社長が町長でございます。取締役といたしまして、森川水産の社長、それから観光協会の会長…

…

(「現在だれなの」の声あり)

- まちづくり推進課長(田辺課長) 菅原昭夫氏でございます。それから、池田治氏、税理士事務所でございます。宮原文憲、商工会の会長でございます。西田哲己、清掃社社長でございます。それから、大地みらい信金の厚岸支店長、南條氏でございます。商工会女性部長、三村真理子氏でございます。それに町のほうから、まちづくり推進課長、私と、それから味覚ターミナルの支配人、以上が取締役でございます。

次に、監査役でございますけれども、太田農協の参事、野呂氏でございます。それから、厚岸町の会計管理者でございます。

(「会計管理者が」の声あり)

- まちづくり推進課長(田辺課長) 監査役です。釧路太田農協の参事と町の会計管理者2名が監査役ということでございます。

それから、出資の状況でございますけれども、厚岸町が筆頭株主でございますけれども、町内の企業、これが27社でございます。それから町内の個人、49者でございます。あと町外企業ということで3社でございます。

- 委員長(竹田委員) 10番谷口委員。

- 谷口委員 出資しているのが厚岸町を筆頭にと説明ですよ。それで、1株が現在幾らになりますか。それで、株ごとに大きいものだけでよろしいですから、ちょっと教えてほしいんですけども。

それと、個人株主は、さっき言った29でいいのか、違うのかい。

(「49ですね」の声あり)

- 谷口委員 49か。耳悪いんで……。49者、これは1株幾らになるのかも含めて教えてください。

- 委員長(竹田委員) まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長(田辺課長) 発行時の額につきましては、1株5万円ということでございます。

それと厚岸町の関係でございますけれども、当初の6,500万円のいわゆる資本金ですね、それに占める町の関係ですが、3,500万円、700株ということでございます。それから、釧路太田農協ですね、こちらが80株、北洋銀行が60株、商工会、漁協、みらい信用金庫、建設業協会、ここが40株。以下、20株から1株までの規模でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、現在、出資の状況からすると、やはり厚岸町が現在は半分、今も半分以上ですね。そうすると、厚岸町の責任というか役割は、これはもう絶対なものだというふうに考えていいですね。

それで今回、補正予算を出されていますけれども、この資料を見て、私自身こういう資料はなかなか難しく理解ができないんですけれども、若干、この資料を見て1枚目、2枚目、3枚目の資料でわからないのは、2枚目の資料の一番最下段に利益、それから累計利益というのがあって、前年同期というのがありますよね。前年同期と19年度、1枚目の19年度と2枚目の前年同期、この数字が違っている意味はどういうことなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

厚岸町の全株に占めます割合につきましては、53.8%、半分以上ということでございまして、その単位につきましては、質問委員さんおっしゃるとおりでございます。

それから、資料の関係でございますけれども、まず1枚目につきましては、年別の集計という形で、年度集計という形で数字を出させていただいておりますし、2枚目、3枚目につきましては、20年度の見込みと19年度の見込み、それぞれ月別の集計という形で出させていただいております。

それで、今おっしゃるのは、合計欄とそれぞれの年度……

（「ちょっと、もう一回」の声あり）

●委員長（竹田委員） 10番。

●谷口委員 ちょっととめて。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時34分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 大変申しわけございません。かつ貴重な時間を費やさせて、おわびを申し上げたいと思います。

20年度の月別の会計でございます。月次損益計算書、こちらの右下の下から2行にわたる数字なのですが、前年同期の計、この数字がまことにこちらのミスで、利益、それから累計利益、ここに上がっております数字が誤っております。この数字につきましては、一番左端にあります数字と同じ額にならなければならないということで、マイナスの730万4,740円というところをマイナス751万9,740円、上下ともに同じ数字に改めさせていただきますと思います。まことに申しわけございません。

そのことによりまして、前年対比のパーセントでございますけれども、資料では123.0%というふうになってございますが、これが119.5%でございます。まことに申しわけございません。ご訂正のほどよろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） いいですか。

10番谷口委員。

●谷口委員 それで、こう見ていきますと、着実にマイナスになっていくということになるのかなということと、もう一つ、この表でお伺いしたいのは旅費、これは確実に増えているんですね。それから、給与は逆に下がってきているんですけど、雑費、これは横ばいみたいなものなんですけれど、100万円以上ですね、大体かかっているんですけど、この雑費というのはどういうことなんでしょうか。占める割合は結構大きいにもかかわらず、経費の1割弱ですけど、1割弱が雑費扱いというのは、これはどういうことなかなというふうに思うんですけど、旅費が増えている原因と、これは何のための旅費なのか、それとこの雑費の主なもの、別処理できないものなのかどうか、それについて説明をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、旅費額の増加でございますけれども、これまでも説明させてきていただいておりますけれども、いわゆる町外での物産展への参加という部分が、以前は一けた台、それも少ない数でございましたけれども、こちらのほうに力を入れて、いわゆる収益と、それからPR効果、この両面からという形の中で参加回数を増やしております。

ちなみに、19年度につきましては14件、それから20年度につきましては、たしか11カ所ということでございます。それに伴いまして、当然出ていくための交通費、旅費がかかるということで、その分が増えてきている要因でございます。

それから、雑費の関係でございますけれども、これも、いわゆる上の経費項目に分類できないものがあるわけございまして、それが多岐にあるわけございまして、こういったものが入っているかといいますと、例えば、観光協会を初めとするいろいろな町内の公共的な団体であるとか、民間団体であるとか、こういった部分に入っております年会費であるとか、こういったものが入っております。それから、水族館のえさ代、これは年間にしますと10万円程度ですけども、こういったようなもの。それから、主に会費関係が多い形でございます。そのほかに名刺代であるとか、インターネットの例

えばウイルス除去のためのソフトの更新料であると、こういったようなものがる積み重なってきてございます。そういったものの中で総体として上がっている数字になってきているという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 物産展の参加に力を入れているということですが、10回以上、年間出かけていると。これは主にどこに、大体1回出かけるときは何人ぐらい出かけているんですか。それで1回の経費というのはどのぐらい見ているのか。

それと、もう一つ、雑費なんですけれど、主に会費と言いますけれど、主にといつたら、総比重、100万円の中の比重は相当大きいということになるんでないかなというふうに思うんです。30%も40%もかかる会費、納めなければならないものなんですか。

それと、例えば今、インターネット、あそこで接続可能にしていますよね。そうすると、そういうことに対する費用等はどのぐらい今かかっているんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、催し物への参加でございますけれども、今年の実績で申し上げますと、札幌の東急百貨店、これが2回行っております。それから三越日本橋店、こちらで1度。それから東武宇都宮百貨店。それから、札幌大通で行われておりますオータムフェスト2008というイベントの関係です。それから東京有楽町でのどさんこプラザ。それから山形県村山市でのふるさとフェア村山、こちらへの参加。小田急百貨店。それから恵庭にあります道の駅「花ロードえにわ」。それから、先般、札幌ファクトリーで行われました厚岸味覚まつり。そして、千葉マリリンピアの北海道物産展という部分が今年度におきます実績でございます。

それから人数でございますけれども、その催し物によって1人から、大体3人ぐらいまでの範囲の中で行っているということでございます。

それと先ほどの雑費でございますけれども、雑費の中で、いわゆる年会費という部分で占める部分が15件で30万4,000円ほど。これは1月末までの数字ということでご理解いただきたいんですが、そういうような状況になっているということでございます。

あと、何といたしまし、先ほど言いました花火大会の寄附金であるとか、それから新設校への協賛金であるとか、こういったような寄附金的な部分の支出であるとか。それから、例えば先ほど言いましたけれども、えさ代のほかに、子供の日に来たお客様に配る風船であるとか、こういったようなものですね。こういったもろもろのものが積み重なっての数字ということになってございます。

それから、インターネット、ホームページ開設にかかる年間経費というお尋ねだったかなというふうに思いますけれども、少しちょっと今確認とりますので、お時間をいただければなというふうに思います。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時49分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お待たせいたしました。

インターネット、ホームページの開設に伴う費用でございますけれども、プロバイダとの契約、それからホームページを持つためのサーバーの使用料、こういったものを合わせまして、年間に24万円ほどの経費でございます。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 町外の物産展の参加ということで、これは他団体との提携していく場合もあるのか、そういったものを単独でやる場合があるのか、その辺はどういうやり方をやって、このやった効果というのはどういうのが今まで主にあるのか。

それから、年会費がこんなにかかるのがいいのかどうなのかというのは、経営者のほうの判断でこういうふうに行われていることだと思いますから、私自身ちょっとそれに対する意見を述べることはできませんけれど、若干、ちょっとこういう危機的なときには、こういうのは少し控えるべきではないのかなという気もしますが、それについてはいいです。

ただ、今、赤字でありながら、寄附をしなければならないかどうかということなんですよね。寄附を求めるほうは、赤字のところまで行って求めなければならないのかなというふうに思うんですけれども、これについてはどういうふうを考えるのかなというふうに、今税金を投入しようとしているときにこういうことも行われているということは、果たして町民の理解は得られるのかなというふうに思うんですよね。

それから、インターネットの関係で24万円ぐらにかかっているという説明でしたけれど、インターネット、個人がもしパソコンを持ち込めばインターネットを接続できるように今していますよね。それをするのとしらないのでは変わるのか、変わらないのか、それについてちょっと説明をお願いいたします。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、催し物の実績というふうにとらえさせていただきたいと思います。20年度のこれまでの実績で申し上げたいと思いますけれども、売り上げにつきましては、1,480万円ほどの、トータルでございますけれども、売り上げになってございます。これから売上

利益が出てきまして、経費を除く、先ほどの、行くための旅費であるとか、それから現地で調達する販売員であるとか、こういったような経費をすべて除くという形になりますけれども、それでの最終利益が250万7,000円でございます。

ちなみに、19年度の、昨年の実績で申しますと、売り上げが1,600万円ほど、件数が14カ所ということで多うございます。しかし、最終利益のほうにつきましては200万円という状況でございます。

19年度から20年度にかけて出る催事について、より効率的、効果的というような部分の選択というような部分がこういう形であらわれてきているというふうに説明を受けてございます。

それから参加でございますけれども、催事そのものはいろいろなところから来たり、あるいは北海道ということで限定で何カ所か出たりということになっておりますけれども、タイアップして行っているのは、町のほうの関係とタイアップして行っているのは、先般行われました札幌ファクトリーでの漁協との連携した出展ですね。それから、札幌オータムフェスト、大通公園でやっておりますけれども、これらについては厚岸町のPR団と連携して出ていると、こういうような形になってございます。

それから、経費の関係でございますけれども、寄附金等も含まれるということで申しましたけれども、20年度でいきますと、先ほど言いました町民花火大会であるとか、それから新設校の協賛金であるとか、中の文化団体の講演に対する補助金。金額にいたしますと3万円ほどということでございます。決して多額の寄付行為を行っているということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、来館者の利用のインターネット接続の部分ですけれど、これにかかる経費というのは、月々945円ということで、年間にいたしますと1万1,000円程度という内容となっております。

(「1万1,000円と言ったの」の声あり)

- まちづくり推進課長（田辺課長） 1万1,340円という合計。
- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。
- 谷口委員 今まで説明を聞いてきて、それぞれの努力だとか、あるいは利用者への利便性だとか、そういうものをやっているわけですよ。ですから、それについては、やはり一定の評価をしなければならない。町長が説明されたような内容については、やはり町民みんながそういう方向に考えてはいるんじゃないかなというふうに思うんですけれど、ただ、第三セクターという立場ですよ。

それで、あの施設自体は、町がつくって、第三セクターがあそこで営業をしているということで、第三セクターから別にテナント料だとか、そういうものを一切取らないで今まで営業してきているわけですけれども、そういう中で、いろいろな紆余曲折がありまして、当初思ったような営業利益を出すことができないで、逆に赤字を生んだということで、一定期間、年間600万円ずつの町の補助をつぎ込んで、経営の改善をしようとし

てきたと。そして、一定の段階でそのめどをつけて、それがなくなって、その以降、またいろいろなことがありまして、近年、赤字が膨らんできて、今の状況になっていると。

ただ、そうは言いながらも、一つは、やはりあの施設はあくまでもコンキリエが営業するための施設というふうに考えなければならないと思うんですね。そうすると、その中で、その間にあぶりやの改修だとか、それから、最近ではレストランのほうの改修なんかを行っていますよね。ああいう集客施設でありますから、一定のPRというか、そういうものも当然、これからも相当なものを予定しなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、赤字が出てきた段階でどうするかということで、昨日も営業努力の話が盛んにされておりましてけれども、これはやはり、一応設立されて営業が始まってしまっているわけです。私は、この設立には、当初は反対でありました。ただ、このように実際、そうは言っても、営業が始まってしまえば、町民がやっぱり一定の、あの施設が有効に利用され、そして他の観光客や、あるいは厚岸町を大いにPRする施設として頑張ってもらわないと困るというふうに考えるんですね。

そうすると、今、このコンキリエは2回目の言ってみれば危機を迎えているのではないのかなというふうに思うんですけれども、これをどう再生していくのかということがやっぱりきちんと示されてこなければならないのではないのかなというふうに思うんです。

それで、厚岸町と味覚ターミナルは全く別々なものですよね。厚岸町は53%以上の出資をしているけれども、コンキリエはあくまでも別の法人であるということで、今回、こういうことに至ったときに、厚岸町に対する補助の要請、あるいは次年度以降の委託金の増額要請、こういうものはどういう形で厚岸町に来ているんですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

厚岸町と株式会社味覚ターミナルの関係、これにつきましては、おっしゃるとおり町、それから厚岸町が出資している法人という関係でございます、別組織という形になります。

ただ、そこにもう一つあるのは、厚岸町が味覚ターミナル・コンキリエを管理運営していくために、それを委ねている指定管理者だという関係がございます。そういった中で、味覚ターミナルのいわゆる安定的な将来にわたる運営という部分については、町がその事業主体になります事業主でございます。それを委ねてはいますけれども、町が行う事業として行っているものでございます。そういった中では、町としては、責任があるというふうに思っております。

そうした中で、株式会社の取締役会のお話等も昨日の中でお話をさせていただきましたけれども、会社は会社の中でのいわゆる経営努力の部分、経営改革の部分、こういう部分についての話も出ておりますけれども、やはり今日の経済情勢の中に、構造的に非常に今の会社の努力、経営状況だけで、従来型の委託料の中でそれを安定的、要するに収支バランスのとれた運営をしていくというのは無理と、困難というような判断をいたしております。やはりこれを安定的な形として指定管理者として受けていくのであれば、

やはり委託料、もしくはそういった負担金等々の町の負担をいただかなければ、これは実際に無理というような話を受けてございます。

厚岸町といたしましては、そういうような会社の取締役会での内容、あるいは実態としてこういうような運営状況になってきているという押さえの中で、町のほうとして対応をしていかなければならないという考えのもとに、今回、提案をさせていただいているという内容のものでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今、町だとか、株式会社味覚ターミナルだとか、それから施設の指定管理者だとか、いろいろお話をされましたよね。それで、ただ、町とコンキリエは全く別人格ですよ。ですから、そうであれば、おれたちがわかっているから、厚岸町で何とかせよと、同じ人間なんだからというようなことでは、物事というのは進まないんじゃないのかなと。

ですから、役員会でどういう議論をして、何が問題になったのかと。

例えば、今まで説明されているのは、11月から3月が経営としては大変なんだと。それは昨日から議論をされていますから、わかりますけれど、そのほかにも例えば、あぶりやがどういう状況にあるのか、レストランがどういう状況にあるのか、下の喫茶部門がどういう状況にあるのか、売店がどうなのか、そういうことを一つ一つきちんと検討した上で、トータルするとこういう部分を今後は改善しなければならないというものだとか、そういうものをきちんとした上でどうしても、昨日いろいろな説明をされていますよね、あの施設の持っている防災だとかそういうものも含めて維持していくということになると、こういうことになったから町のほうに支援をお願いしようと、そして、町民の理解を得ようというようなことが、きちんと我々にも示していただかなければだめではないのかなと。

ですから、それを言っているのが、議事録の公開だとかそういう問題だと思うんですよ。そういうものをきちんとできるのかできないのか、あるいは、文書として厚岸町のほうに、こういう状況だからこういう要請をしたいというふうになっているのかどうかと。

それからもう一つお伺いしたいのは、監査委員もあの施設に対する監査権限は持っていると思うんですよ。それに対してどういうことだったのか、あるいは、株式会社のほうの監査役はどういう対応だったのか、そういうものも含めて我々にわかるように資料なり説明をしていただかなければ困ると思うんですよ。それでないと、今回の問題を、はい、そうですかというふうに理解することは、私は非常に無理さがあるんじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時09分休憩

- 委員長（竹田委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 時間をいただきまして申しわけございません。

ただいま株式会社味覚ターミナルにおきます21年度に向けての経営改善策ということで、これは今こういう形の中で取り組みたいというような形で町のほうに示されてきているものでございます。数値化されたものの目標値というような部分につきましては、設定されてございません。非常に難しいという部分がございまして、設定をされておられません。取り組む姿勢としてこういうような形の姿勢、目標を持って進みたいという内容のものでございます。こういった現在における現場サイドでの取り組みというようなものが示されているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、お話に出ておりました取締役会の協議の中での部門別の分析だとか、そういうような部分をつかんでいるのかと。これはもちろん各期におきます部門別、どういったような状況で推移しているのかということとはつかんでございます。

なお、この議会に対しましても、毎年6月に地方自治法の規定に基づきまして、第三セクター、味覚ターミナルの経営状況報告というような形でさせていただいております。そちらの中にもその状況等々について、経営の状況はどうだったのかという部分についても、言葉、それから数字データであらわさせていただいております。こちらの中におきましても、決算の中では部門別の決算、こういうような状況であったということもお示しをさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいなど、かように思います。

それから、昨日から話題に出ておりました取締役会の会議録の取り扱いでございますけれども、専門的知識を持たれているような方々に問い合わせをさせていただきました。そうしましたら、根本になりますのは会社法の規定になるわけでございますけれども、会社法の371条で、この会議録の取り扱いについて規定がされてございます。

その中身からいきますと、株式会社味覚ターミナルにつきましては、監査役を設置会社という定款上、そういう扱いになると、解釈されると。そうしますと、この議事録、株主であっても、会議録、これを閲覧、または謄写するという場合につきましては、裁判所の許可を得てという事項、これが該当してくると、こういうような解釈回答をいただいたところでございます。

そうしますと、この会議録そのものを町が入手して、それを公開するということは非常に難しいのかなど、このように理解しておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 監査委員。

- 監査委員（今村監査委員） ただいまの味覚ターミナルの経営状況の関係について、非常に経営上の問題があるというようなことで、町が新年度予算において予算措置をする

ということに絡みまして審議が行われておると。そういう問題について、監査委員としてどう考えるかということでございます。

これはもちろん第三セクターでございますので、いわゆる財産援助団体といったようなものに該当するのではないかというふうに考えております。

監査委員は、ご承知のとおり、毎年定期監査、あるいは決算審査、例月出納検査、こういったものは毎月ご報告申し上げているわけございまして、しかしながら、この中には第三セクターのそういう機関については、このほかに商工会や何かありますけれども、そういったものは一切、一切と申しまして、本当はやればいいんでしょうけれども、なかなかやるようなあれがないというようなことで、現在まで行っておらないということでございます。

今お聞きしましたように、曲がりなりにも会社でございますから、会社自体の監査機能というのは当然あるわけでございます。そこで6月議会には、経営状況報告の中で監査意見というものもあわせて報告されてきてございます。全く監査がされておらないというわけでもありません。

この経営状況報告の内容を見ますと、一応、内容的には間違いなく経理がされておると。ただ、運営上の善悪の問題は別でございますけれども、そういった出納上、会計上といったようなことのあれについては、そういう意見がされておると。しかしながら、全般的な経営の、もっともっとうる点に気を配るべきだ、あるいはこうすべきだといったようなところまでは付しておらないというふうなことであろうかと思えます。

監査委員としても、もちろんそういう関係については重大な関心は持っております。通常であれば、何ら平たんな経理がされておって、黒字経営でなくても、とんとんであって、まあまあ経営がされておるといふ情勢であれば、あながちそういった点に目くじらを立てて物申すこともないと思えますけれども、そういうような経営が極端にやり方が悪いために赤字が出たとか、あるいはもっともっと改善すると1,000万円の補助も必要でないというふうなことが考えられるというようなことも想定される場合には、当然、監査委員としてもそういう必要な意見をやる必要もあるんでないかというふうに考えますけれども、現在のところは、監査委員の実施計画の中にはそういったものは入ってございません。

しかしながら、そういった関係については、議会の地方自治法の要求があれば別ですけども、監査要求ということも方法ございます。もう一つは、監査委員が必要と認められた場合には、こういう団体について監査ができるという二通りの方法がございます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましても現在審議中でございますので、その推移を見ながら、十分に検討させてもらいたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今、監査委員のほうから説明あったんですけど、監査委員会の局長にちょっとお尋ねしたいんですが、今、監査委員がおっしゃったことは、地方自治法の199条第7項と施行令の第140条の7、これを指して言ったんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 監査委員。

●監査委員（今村監査委員） 今の議会の要求の関係でございますけれども、これは地方自治法98条の2項の規定によって、議会はこういうことを監査委員に対して求めることができるという規定があるわけでございます。そういうことがあれば、当然、監査委員はこれはやらなければならないという一つの方法ですね。もう一つは、地方自治法199条の中に、項目ちょっとあれですけども、監査委員が必要と認めた場合には、そういった団体について監査を実施するという、いわば二通りの規定があるということを申し上げたわけでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そこで、今問題なのは、厚岸町が半分以上の出資をしているということになると、第三セクターについては、町長が、それが本当に的確に効率的にこれが管理運営されているか、その責任もあるわけですよ。町長は二足のわらじですから、片方は株式会社味覚ターミナル・コンキリエの社長でありながら、出資する側の町長でもあると。そうするのが、引き続いてコンキリエを運営していくのに果たしていいのかなのかという問題もやっぱりきちんと考えていかなければならないのではないのかなと。

それともう一つは、日々刻々こういう経済情勢ですよ。そういうときに、今役員体制が、社長のほかにどういう責任を持った役員体制になっているのかね。そして、役員の方々がそれぞれどういう責任を負わなければならないのか。問題が起きたときにはどういう責めを負わなければならないのか。そういうものは本当にきちんとなっているのか、あるいは改善すべきものがあるとするれば、これとこれとこれは改善しなければならないというものも私たちに示していただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほど来からいろいろとご議論がありましたコンキリエの独立性ですね、これは当然なんですよ。ですから、独立した事業主体として、みずからの責任で事業をしなければならないということでございます。

しかしながら、地方公共団体、町として、どういう責任があるのかということに今質問かと思えます。当然、みずからの決定と責任のもとで第三セクターの抜本的改革を推進し、よって財政規律の強化に資することが極めて重要だと、私はそのように思っております。

それと53%の株を得ているので、厚岸町、歴代から町長が社長ということに相なっておりますが、実は私も社長になりましてから、今谷口委員が質問されたとおりのことを考えておりました。それで他の地区の第三セクターなり、町が出資している企業のあり方、どうなっているのかなということも参考に調べてみました。そういたしますと、大

体、副町長がそのポストについているというのが多いわけですね。しかしながら、私は、町長であり、社長という立場でありましたが、今日まではやはり社長の責務という中で公平に運営をしてきたと、そのように思っておりますが、私自体もこれでいいのかという一つの考え方もあったということをございまして、今後の株主総会その他ありますので、私の意見等がどのように配慮されるのか等々ございますので、私としては、そういう考えもあったということをご理解いただきたいと存じます。

役員等の関係ですが、第三セクターといえども、株式会社です。その体制をとっているわけですね。ですから、役員においても、当然その責任は重いものがあると、そのように私は理解をいたしております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 前段の部分は、町長が今後どういう対応をされるのかということで、私は見守っていききたいなというふうに思うんですね。

それで後段の部分です。先ほどまちづくり推進課長のほうから、会議録等の開示についてはいろいろな困難がありますよと、どうしてもやりたければ裁判所に行くというようなお話でありました。

ただ、株式会社を設立、存続させるために、役員に申しわけないですけどなったださいと、なっておけば、あとは私のほうで全部やりますからというようなのは、厚岸味覚ターミナル・コンキリエではないと私は思うんですね。出資の度合いがどうであれ。それと、役員になられている方が何人いるんだ、10人かい。10人。10人の役員の方々の責任の度合いというのはどういうふうになっているのか。何も責任問わなくてもいいというのが役員だったとしたら、これはまたちょっと問題ではないのかなと。もしこれが破綻のほうに向かうということになった場合に、そうしたらだれが責任をとるんだと。全部厚岸町におっかぶされればいいのかということにもなりかねないですよ。

それで第三セクターは、今あちこちで破綻したり、破綻の危機に陥っている、そういう状況にあるところがたくさんあると。厚岸町のコンキリエについては、そういうものだけは絶対に避けていきたいというのが町長の考え方ではないのかなというふうに思うんですね。そうであれば、やはりコンキリエが、従業員や職員の努力だけではなくて、役員一丸となってどうやって取り組んでいくんだと。そして、もし問題があったときには、自分たちがしっかりその責めを受けとめるよというようなものがないと、私はだめではないのかなと。そういうものは今までの説明では何も感じられないんですよ。それについてはどういうふうに考えていますか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

極めて役員の実任は重い、これは当然のことでございます。特に一つの取締役会というものがございまして、こういう異常事態の中で経営健全を目指すにはどうしたらいいかということで、いろいろな議論が重ねられておるわけでありまして。

かつては、私以前の、社長以前の問題でありましたが、取締役会としての改革案を提出していろいろ議論しようという経緯もあったようであります。また、今日もそういう面において、取締役会の中で改革案というものもいろいろと考えております。そういう中で、最終的には、株主総会の中でご決定をいただくものでございまして、さらに、先ほどからお話ございましたとおり、株式会社といえども、民間と違う地方自治法の制約があります。すなわち243条、議会に報告をしなければならない、経営状況について。ですから、毎年、今日まで、報告しているんです。ですから、議会の意見等も尊重しながら、経営改善をしながら運営しておるわけでございます、そういう中で役員というものもいろいろな考えを持って改革案に真剣に取り組んでいるということについては、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 町長がおっしゃったことを理解しないわけではありませんけれども、やはりそういうのがきちんと目に見えてこななければならないし、改善策は総会でというお話ですよね。そうであるならば、今回、町のほうに補助金や来年度以降の委託料の増額要請、こういうものも含めてやはり株主総会でしっかり議論をした上で決めるのが筋ではないのかなと、私は思うんですよ。それでもこの問題については遅くはないのではないのかなと。結果的にこうやりましたから、株主の皆さん安心してくださいというようなことでは、ちょっと私は逆に、コンクリエを運営していく上ではまずいのではないのかなというふうに思うんですね。

そういうことで、私としては、今までいろいろ説明を受けましたけれども、すべてこれを理解するという立場にはどうも立てないなという感じをいたします。そういうことで、もう一度、委員の皆さんの議論を見守って、その推移を見ながら、私自身も判断をしたいなというふうに考えております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 実は、谷口委員もご承知のことと思いますが、今、提案いたしておりますのは、20年度の補正予算でございます。まだ終わっていないんです、20年度は。ですから、株主総会は、21年の6月でなければ、その決算報告等、または21年度の事業等の審議をされない関係にあるわけでありまして。その決定を見て議会に報告をするということになっておりますので、どうかこの点、ご理解をいただきたいと思いますというふうに存じます。

（「それはわかっています」の声あり）

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 大部分のところは谷口委員のほうが質問をしているので、私はなるべく簡単に質問したいと思います。

まず、いただいた資料の中でちょっと、本論に入る前にいたしますが、給与、手当、賃金の法定福利費、福利厚生費、4つ合わせて人件費ですよ。その総額が7,700万円、売り上げは2億1,300万円、簡単に言いますとね。そうすると30%ぐらい、大ざっぱに言うんですね、そのぐらいが人件費で持っていかれるということで、これは先に別の方が人件費の率が多いという話を指摘していました。25%ぐらいまで下がってくれば大変ありがたいんですけどね。

ただし、人件費を今、現在の売り上げの25%にするまで下げようといっても、これは無理でしょう。それから、逆にこの人件費が25%になる程度に売り上げが今伸びるといふ予測もつけることができませんね。このまま行くというふうを考えざるを得ないというふうに思われるんですが、まず、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

人件費を見る場合については、経費に占める人件費の割合のほかに、いわゆる労働分配率といいまして、売上利益の中に人件費がどのぐらい入っているかというのがあるわけですけども、これが望ましいといいたいでしょうか、目指す数字というのは5.0ということでございます。

それで一般的に全国の平均的なレストラン、ここでの労働分配率というのが大体5.6前後というふうに言われております。それから見ましても、ちょっと高いと。高いといいたいでしょうか、非常に高いと。5.6というのは、済みません、56、先ほど言いましたのは50だと。%でいきますとそういうような形になります。そういうような状況になってございます。

この人件費をさらに圧縮するか、あるいは、どうするか。これは当然売り上げが伸びてきますと売上利益がふえてきますから、この労働分配率というのはどんどんどんどん下がっていくという道理に相なります。

今の現状の中では、売り上げがぐんぐんぐんぐん下がってきている状況にある、年間の売り上げ状況。人件費のほうについても削減は図ってきているんですけど、やはりこれは人員の確保等々において限度があるという中では、非常に厳しい状況になっているということでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 要するに、今の状況よりも好転する見込みは、少なくとも現状ではないと、こういうことですね。

それから、2点ちょっとお聞きしますが、細かいことで申しわけないんですけど、この賃借料というのは何を借りているのか。それから、メンテナンスというのは何のメンテナンスなのか、この中身をちょっとまず。簡単にでいいですよ。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、賃借料でございますけれども、いわゆるそれぞれの部門ごとにおきますユニフォーム、ダスキン、床マットだとか、そういうようなもの。それから、中には事務用のコピー機のリース代、そういうようなもの。あとは営業に使う機械関係ですね、調理だとか、そういったようなもののリース、これが入ってきているということでございます。

それからメンテナンスの関係でございます。エレベーター、それから電気保安、こういったような施設にかかわりますメンテナンスの関係でございます。あとは配管関係が定期的に、詰まりを除くだとか、いわゆる施設全般、設備全般に係りますそういう定期的、あるいは臨時的なメンテナンスということでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 わかりました。メンテナンスに関しては、委託料の中できちんと計算されているということになりますよね、施設に対するそういうものであればね。わかりました。

それで、ちょっと基礎的なことでお聞きしますが、この会社の資本金というのは幾らなのか。それから、準備金ですね、資本準備金と利益準備金、それはどれだけなのか。発行済み株式数は幾らか。それと純資産額、これは幾らになるのか。その数字を教えてください。

それと、先ほど監査役の話が出ていたんですけれども、今、この会社の定款を私見していないから、これも確認しておきますが、この場合の監査役というのは会計監査に限るという限定がない監査役ですね。それも確認しておきます。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

ご質問いただいたとおりの状況なのかというのはちょっと別にいたしまして、資本金の関係でございますけれども、これにつきましては6,500万円でございます。株の数につきましては1,300株ということになります。

それで純資産の関係でございますが、これは19年度末の数字で申し上げさせていただきたいと思っております。4,082万50円というのが19年度末の純資産ということになってございます。

それから、定款の関係でございますけれども、現在の会社の定款の中には、監査役という形の中で会計監査に限るという項目は入ってございません。監査委員を置くという規定のみでございます。

（「準備金の話ないのか」の声あり）

- まちづくり推進課長（田辺課長） 休憩します。

午前11時53分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 午前中の答弁でまだしていなかった部分でございます。

会社の経営上の関係でございますけれども、準備金の関係でございますけれども、準備金については、現状の中において負債が生じてきているという関係から、準備金については今ないというようなことで、これにつきましては、会社の税理士のほうとの確認の上でそういう状態になっているということでございます。

- 委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

- 室崎委員 先に小さなことをお聞きしますが、メンテナンスの610万円ぐらいあるんですかね、その内訳なんですけど、先ほど施設管理の部分なんだという言い方をしていたんですけど、これは平成20年3月31日までの事業の報告が20年の6月の議会でありましたよね。そのときに平成20年度の部門別収支予算書、計画表かな、その中では、営業部門で450万円、指定管理部門で200万円という分け方しているんですね。そうすると、施設に関してというのは、ほとんど指定管理部門でないかなという気もするんですけど、そのところをちょっともう少しわかりやすく説明してください。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

先ほど申しましたメンテナンス料、それからここに出ている経費の部分につきましては、いわゆる町が委託料で見ている部分も含んでの全体的な経費ということでございます。ですから、おっしゃるとおり、決算の中では、うち指定管理費部分、いわゆる町が委託料をそれに充てている部分ということでなっております。

実は、この考え方につきましては、設立当初から、あの建物の全体の構造の中で、専ら営業に使う部分、それから町が使う部分、それから共有する部分というような分け方の中で算定をしております。その算定式に基づいてこれを分けた形がこういう形ということになってございます。

- 委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それからも一つ、基礎的なことでお聞きするのは、先ほどの答弁の中にもちらちらとは出ているんですが、今回いただいたものは全体になるんですね。全体で月別に割っているわけですね。それで、報告のときには部門別が出ているんだけど、縦割りと横割りみたいなもので、それが今回いただいた中でわからないので、ごく簡単にお聞きしたいんですが、部門別では、やっぱりそれぞれ成績のいいところと悪いところとあると思うんですよ。成績がいいからそこがいいとかね、そういう話ではなくて、やっぱり業種といますか、それによってあると思うんですが、一番冬期に食い込むというのはどこなんでしょうね。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

どうしても入館者が減りますから、総体的に売り上げともに下がります。下がりますけれども、そうした中で、いわゆる部門別の収支のバランスが崩れてくるという部分では、レストラン、それからあぶりや部分、魚介市場の部分でございますけれども、ここがおおむね、年によってありますけれども、大体おおむね同じような形の中でマイナスになっている。

あと展示販売のほうにつきましては、下がりますけれども、いわゆる黒字の中での、額は少ないですけれども、そういうような形の中で推移してきているということになってございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それで本論に入りますが、まず、前提として、赤字で累積赤字が大きくなっていく状態だし、何らかの改革なり、てこ入れが必要であるという時期ではまさにあると思うんです。年次で見ていると、大体、平成20年度3,400万円の累積赤字になりますね。累積赤字5,000万円を超えるとちょっと大変だろうというところで、手を打っていないかなければならないという意味でタイミングはわかります。

それから、現場の担当者が非常に一生懸命努力しているんだというお話、るる説明ありましたが、それもよくわかります。

それから、味覚ターミナルというものがいろいろ機能を果たしているんだというお話もありました。それもよくわかります。

わかった上で申し上げるんですけれども、まず結論から言うと、味覚ターミナルというのは、商売をやっているところなんです。したがって、健全な経営ができて初めて何ぼのものなんですかね。その基礎になる経営の健全経営ができないというのであれば、波及効果があろうが、いろいろな機能を果たしていようと、町民の納得を得られることができるのかなということになるわけです。

ただ、こういう事態の中で、ありとあらゆるやれることはやったんだと。しかし、維持していきたいので、公金を出さざるを得ないんだというようなものであるならば、ま

た少しは変わってくるのかなと、町民全体の理解度が。

それで、お客さんは町内よりも町外の人をねらっている施設だという、そういう商売をしていかなければならないんだというのはまさにそのとおりで、いわゆる街中の飲食店とお客さんの取り合いをするためにつくったものではありませんから、これはまさにそのおりなんです。ただし、この施設を支えるのは町民一人一人の理解ですよ。この施設に対する理解度と、それから、それを越えた愛着というようなものが、この存立を支えていくんだと思うんです。

そういう基本的な考えのもとにお聞きするんですが、今回3,400万円の累積赤字、それから単年度で言っても1,000万円近い、約900万円ですか、そのぐらいのものが出てきますね。通常の民間で損失補てん等を行うとすれば、まずは準備金の取り崩し、この会社には準備金がありませんので、そうすると資本金の減少、減資ということをやって、減資差益でもって損失を補てんするというようなことが一般的ですよ。そういうようなことは行われたい、行うことのできない何か事情があるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 損失補償といいたいでしょうか、赤字をなくしていく方法がご指摘ありましたとおり、いろいろな方法あると思いますね。

そこで、先ほど資本金の件で答弁を課長からいたしましたけれども、当時6,500万円あったわけでありまして。しかしながら、今日は約4,000万円しかございません。ということは、損失的な累積赤字に対する対応もしながら、資本金を出しながら、今日まで来ているということも事実なんです。

しかし、現在迎えた経営危機の中で、果たしてそういう手法がどうであろうかという点を考えれば、私はもう限界だと、そういう理解をいたしておるわけでございます。しかも、ご承知のとおり、本年度から正式に地方財政健全化法が動きます。この第三セクターも連結決算の対象になるんです。将来を見通した場合に、そういうことも頭に置いていながら、今日の支援をお願いしているという点につきましてもご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 連結決算を迎える代では、資本減少による方法ではできないんだというのはちょっと納得できないんですけれども、いずれにしても、経営者としては減資は行いたくないということなんだということであれば、それはそのようなお考えであるということと、こちらとしてはそういう考えなんだなということとです。

それでちょっと整理しておきたいんですが、今回の補助金の要請云々に関して、先ほどの質問者の中から、会社としての意思の決定方法に問題があるんじゃないかというお話がありましたが、そのときの町長の答弁の中で、株主総会は6月にならないと開けないんだというお話がありましたが、それは違うでしょう。臨時株主総会というのがあるわけですからね。先ほどの町長がおっしゃったのは定時株主総会の話なので、ちょっと

誤解を招く答弁だったんじゃないかと思うので、その点についてもう一度お聞かせをいただきたい。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

そのとおりなんです。ただ、例年の株式法の対応については、そういうことで行っていますということをごさいますて、それはいろいろな方法が、臨時もありましょうし、いろいろな方法はあるかと思えます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 株主総会に関しては、定時株主総会と臨時株主総会しかありません。いろいろな方法ということにはなりません。

それで、そのような形できちんとやはり会社のほうも意を尽くした形でもって進めるべきであろうというふうに思うんですよ。その意味において、手続的には、やはりちょっと疑問が残るなということと言わざるを得ない。

それで私どもは厚岸町の議会ですから、その会社の人間ではありませんので、それはそちら様の事情でありまして、私どもはそれ以上のことは言えないわけですけども。ただ、1,000万円の補助金を出してくれということになれば、そういうことすらしなくて持ってきたんですかということは申し上げることができるわけです。そういう意味でいかがですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

確かに会社の経営という部分では、株式会社が行っているわけでごさいますけれども、実は先ほどから申しましたとおり、あの施設の運営につきましては、厚岸町の施設、厚岸町が設立して管理する施設という形の中で、指定管理者のほうに委託をしているという形態でごさいます。当然、その運営の状況というような部分につきましては、いわゆる委託をしている側として把握をしていなければなりませんし、当然そのきちっとした運営ができるように責任を持って行っていかなければならないというような考え方がごさいます。

そういった中で、会社での取締役会、そういったような形の中でいろいろな会社としての取り組み、自助努力というような部分も一方で話ししながら、いわゆる安定化した、収支バランスのとれた運営をさせるためには、これは行わなければならないというふうに判断をさせていただいたということでごさいます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 今の話には非常に大事な問題が含まれていますので、お聞きいたしますが、私自身頭の整理していかねばならないんじゃないかと思うんです。それは、指定管理者だから、その運営が健全でなければならぬから補助金を出すんだというような言い方をおっしゃっていますが、指定管理者というのは、施設の管理に関して委託をしているんじゃないですか。それとも、厚岸町は味覚ターミナルという会社の、いわゆる営業そのものについてすべて指揮監督のもとに行っているんですか。これは違う問題じゃないですか。もし、そういうことが指定管理者になるがゆえにすべてということになるのであれば、他にも指定管理者ありますね。例えば、自治会が町の施設を指定管理者でもって委託を受けているところがありますね。そういうところは、もし、そんなことはあり得ないと思いますけれども、自治会が何か問題が出た場合には、指定管理者だからといって町がてこ入れするんですか。そういう論理になりかねませんよ。これは指定管理者に対して、見方によっては失礼な話になってしまう。

だから、今、私、あえてメンテナンスのところでお聞きしたんですけども、指定管理者としての部分ではこれだけ、営業に関してはこれだけと、明確に区別しているじゃないですか。それが今の話になったら、急にあいまいになる。これは誤解を招く発言だと思いますので、明確にお答えいただきたい。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

味覚ターミナル・コンキリエの行います事業というのは、条例の中で決まっておりますが、この中には、地場製品の販売、紹介及び普及宣伝並びに斡旋することというのがまず含まれてございます。それともう一つは、指定管理者と町との協定の中、どういった業務を行うのかという部分につきましては、今言いました条例に定められている事業、これを指定管理者が行っていくんですという形でございます。そうしますと、物販、そういったような物の提供を含めて、その業務は指定管理者にやってくださいという形の中で、委託している業務の中に含まれているというふうに私はとらえてございます。

ただ、そこで出てくるのは、この条例の中にもありますけれども、一つは利用料金制という制度を取り入れてございます。つまり、そこで物販でも何でも出てきた中で上がってきた、要するにわかりやすく言いますと、営業によって出てきた売り上げ、こういったものにつきましては、指定管理者がその売り上げ、利益をもって指定管理者のほうの収入になるという制度でございます。これも条例の規定に基づく内容のものでございます。

そういったことを考えながら、いわゆる指定管理者と町との間で、これは年度契約になるわけですがけれども、委託料の算定をいたしております。そういったような状況を踏まえながら、いわゆるある一定の、味覚ターミナル・コンキリエが設立した当時の取り決めでございまして、面積区分、それから経費の割合だとか、こういったようなものを出しまして、指定管理者に対する委託料を定め、それを行ってきているという内容でございます。

ですから、全体的な施設の部分については、決して町の手から離れて指定管理者がす

べて自由に何でもやれるというふうなものにはなっていないというふうな状況になって
ございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 私は別に、指定管理者になったら何でも勝手にやれるんじゃないかなんてい
うことは言っていない。

それから冒頭おっしゃった条例の話は、それはその施設その施設に、施設の存在目的
がありますよね。その話を記載しているだけじゃないですか。厚岸町が、特に味覚ター
ミナルという会社と非常に近い関係にあるというのはよくわかりますよ。だって社長同
じですもん。それは出資者であり、第三セクターであるということによるだけのことで
しょう。別人格です。そして指定管理者ですよという部分に関しては他の施設と同じじ
ゃないですか。他の施設だって、その施設その施設に独自の目的がありますよ。その目
的に沿った運営というか、管理委託を行いますということは、どれにも書いていますよ
ね。その範囲ですよ。

だから、余りにそういう意味でもって妙な混同してしまうと、ほかのに影響しますよ
ということを言っているわけです。

それで、そのことばかり言われていられないので、問題点の指摘にしておきますが。

今回の補助金1,000万円に関して、議会でも皆さんいろいろとご心配をなさっている、
私もその疑義をただすということを言っている、その一つが、補助金の仕方なんです
ね。補助の仕方なんです。

冬期間の純経費を出す。要するに、委託金が混じっていますから、その分を引く。す
なわちAマイナスBを括弧でくくって0.25を掛けると、こういう計算ですよ。それで
このうちの冬期間のいわばマイナスというものは、これは毎年確定していく額じゃなく
て、動くんですよ。委託料部分というのはほとんど動かないかもしれないけれどね。そ
うすると、幾ら0.25掛けようが、0.35掛けようが、年によってどんどん変わるわけ
ですよ。

これは全く架空の話ですが、この計算式で5,000万円出れば5,000万円出すのか、こ
ういうことにもなってしまふんですよ。というようなもので一つの算定根拠でございま
すと言われても、これはなかなか納得できない。納得する町民は珍しいと思います。こ
あたりどういうふうにお考えですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 実は、今までにもお話ししてきておりますけれども、
この補助金のもとになりますのは、いわゆる以前の赤字、人事経営改善、改革、そう
いったときに進めていったときの町からの補助金の考え方というものを基本にとらえさ
せていただきました。当時は、1月から3月までの経費の25%という部分につきまして、
議会、特別委員会等でいろいろ議論された中で導き出された一つの基準といいましょ
うか、目安でございまして、そういったものをもとにいたしまして、では、現状に

合わせてどうなのかということで計算をさせていただきました。

きちっとしたといいましょうか、あくまでも25%を一つの目安というふうに考えてございまして、これまでもご説明申し上げたように、25%相当額ということで、過去4年間ほど計算の中で調べさせていただきましたけれども、おおむね1,000万円から1,100万円程度の数値が導き出されているということであるならば、やはりこの辺の経費に相当する部分としては1,000万円が適当であろうという判断に立ったところでございます。この計算が大きく変わるというふうには、今後の推移の中で大きく変わっていくという部分は余り考えられない。恐らくこういったような形の中で推移をしていくだろうというふうにとらえてございまして、この1,000万円という金額につきましては、当面、これを上限とするような形を考えていくというふうに私どものほうは考えてございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 前にどなたか聞いたときには出てこなかった新しい話が出ましたので、確認いたします。

1,000万円を上限とするんですね。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 当面、そういうような考え方でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 当面ということになると、いつたがが外れるかわからないわけですね。

それから、毎回こういう、昨年6月のときに赤字予算といいますか、赤字見込みで予算を立てざるを得ないというような話で、そのときにもいろいろな方がいろいろなお話をしました。そういうときに必ず出てくる言葉が、抜本的改革という言葉なんですよね。これをセットにしていかなければならないと、これは当然必要なんだということなんです。今回、資料として先ほどの質問者のところから出てきたんですが、味覚ターミナル、平成21年度経営改善策というのがここに出ています。これが抜本的改革なんですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） これにつきましては、現状、現場の中におきまして、今の体制の中、今の経営体の中でもって、次に何ができるかという部分について出されてきたものでございます。これが抜本的な対策というふうにとらえ方は私はずしてございません。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員　とにかく今こういう時期だし、精いっぱい頑張っても好転する見込みはほとんどないし、だから、何とか急場しのぎで1,000万円、公金注入してくれと。これは今何も味覚ターミナルだけじゃなくて、アメリカの銀行までそれと同じようなこと言っていますよ。だから、それはわかるんです。ただ、将来の見通し、それが全然ないままに、今一生懸命頑張るから頼むわというんでは、説得力に著しく欠ける。

それで、前にこの赤字の見込みの予算をつくらざるを得ないという苦しい状況の報告があったときに、議会でもいろいろな議論が出ていますよね。そのときに町長は、腹案があるというようなことをおっしゃっていますよ。それで私、それはどんなものなんだということを聞いたら、今言われたいというふうに言っていました。まさか、それがこの1,000万円のつかみ金ぼんとやればいいんだというようなものじゃないですよ。

そうしたらね、やはり抜本的改革として、こういうことを、まだ味覚ターミナルというのは株式会社組織ですから、そこには取締役会もあるだろうし、株主総会もあるだろうし、そういうところできちんと決まらなければ、確定的なことは言えないけれど、半分以上の株式を持っている一番の大株主である町長であり、なおかつ、その会社の代表取締役であるという立場から、こういう形の抜本的改革も考えなければならぬという程度のものは、やはり示していくべきじゃないでしょうかね。そうでないと、ただいたずらに、今の体制でもってやっているとなかなか先は暗いんだけど、とにかく頑張りますという話だけで、だから出してくださいといっても、これは町民納得しません。

そして、私の耳に入ってくるのは、新聞なんかでもう既に取り上げていますから、町の人にはもう非常に話題にしているんですよ。そうすると、今どの商売も大変ですね。うちの商売だけはおかげさんでいいけれど、皆さん大変だねという人に今会ったことありません。みんな大変です。そういう中で、いやいや、やっぱり第三セクターというのはいいもんだなと、親方日の丸だもんなと。こういう反応になってしまうんですよ。おれのところにも出してほしいもんだというのは冗談半分で言うから、私は、そんなのおまえ、請願書出せと、そうやって言うんですけれどね。

だから、そういう状況で見られてしまったら、あと何を言っても信頼してもらえないわけです。これがおっかない。

だから、こういう手を打っているんですと、そして、この先でこんなことをやるんですというようなものを概略だけでも出していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えをさせていただきます。

室崎委員から、たびたび抜本対策といいたいまいしょうか、黒字に向けての方法についてのいろいろなご意見承り、私も現実、社長という立場になってみて、コンキリエの運営、大変厳しいものがある、そういう認識に立っております。

端的に言いまして、明るい見通しがあるのかといえば、今日の景気状況等を踏まえる

と、大変難しいだろう。それが先の私が方針として述べた平成21年度の執行方針の中でコンキリエに関する記述なんです。また改めてお読みになっていただきたいと思いますが、厳しいということを行っているんです。経営破綻、極端な言葉ですが、そういう言葉まで使っています。ですから、抜本的改革をしなければ大変だということで、今回改めて支援策としてお願いをいたしておるわけでございます。

しかし、コンキリエ自体の将来を考えると、このままでそれでは明るい見通しになるのかというと、先ほど申し上げましたとおり、大変厳しいものがあります。しからば、どうしたらいいのか。やはり私は、相乗効果というものを、特にコンキリエの赤字の原因は冬期間なんです。夏場はもう黒字なんです。総体的にまた赤字という結果を生んでいるわけでありますので、何とか冬期間の対応策を考えていかなければならないとして一つの案として、やはりコンキリエを相乗効果あらしめる何らかの施設を併設したらどうかということで、しかし、今の厚岸町の財政状況では大変厳しいものがあり、その施設をつくるといたしましても、到底無理である。そういう中で、民の知恵を借りてそういう施設ができないのかということで、昨年来、いろいろと交渉いたしております。しかしながら、現在もってまだ、やりますというような環境にはございません。状況にはございません。そういう点を今あらゆる考えを持って対応しているということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 こういう商売に明るい専門家といいますかね、そういうところからは、この生き残り策について、もちろん綿密な調査をしてデータを出してきているわけではないんですけども、話は聞こえますよ。

それは例えば、3つの飲食施設がありますよね。それぞれ割って、それぞれ一つずつでもって委託を出していくというようなことも、抜本的な大手術としては必要じゃないのかというような声も出ていますよ。それが果たしていいのかどうか、私は素人ですからさっぱりわかりませんがね、成り立つかいということで聞いてみるんですが、やはり道の駅ということで、トイレがしっかりしているということが非常に飲食店にとっては有利であるというような評価もあるようです。

それで、単なる形だけのコンサルではなく、きちっとした経営診断だとか、そういうものができるような人も、中にいるんだと思うんですけどね、そういうものを含めてやはりいろいろな意見を聞くとか、そういうことを早急にやらないと、ただことしも赤字補てんしました、来年も赤字補てんしましたでは、傷口を大きくしていただいだし、今、町長は味覚ターミナルというところの経営破綻というような、言いたくない話ですがね、そういうような言葉までおっしゃっているけれど、今そうじゃなくて、自治体の経営破綻が出てくるわけですよ。厚岸町だって、決して何ともありませんよと胸張って言えるほど状態はよくないですよ。そこのところをきちっと先手先手を打ちながら、何とかこの大変な大しけをしのいでいるというのが本当のところだと思うんです。今すぐ厚岸町がおかしくなるなんて言っているんじゃないですよ、それだけの能力がこっちにあるから。だから、そういう意味でも、やはり、ことしも出しましょう、来年も

出しましょうと。そのうち抜本的改革も考えましょうと。それから、今町長おっしゃったようなものについては、実現可能性というのは今の段階では非常に難しいですね。そうすると、今できる改革は何なのかというようなところで、もっともっと突っ込んでいかなければならないんじゃないか。そういうものをなるべく早く議会に示してほしいんですよ。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

抜本的改革、方法がいろいろあるかと思いますが、今、室崎委員からご指摘ありましたことも一つの方法ではあろう、そのように認識いたしております。さらにはまた、各方面からも、手法としていろいろなご意見がございます。そういう意見等を踏まえて、今後の赤字等の対応も考えるべき時にも来たのではなかろうかと思いますが、しかし、先ほど来から申し上げますとおり、公の施設としてのコンキリエの役割が極めて厚岸町においても重要な位置づけをされております。この重要な位置づけも頭に置きながら、抜本的な改革をしていかなければならないではなかろうかと、私は思っておりますが、いろいろなご意見ありますので、今後の対応として、対策として考えていかなければならない課題であると、そのような認識を持っています。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 町長が味覚ターミナルに寄せる思いというのはわかりました。

それで、ただ、どこまで行っても、どれだけ千変万化を費やしても、病院の赤字補てんとこれを同一に論じることはできませんよね。味覚ターミナルがなくなったからって死ぬわけじゃないからね。

それで、やはりこういうものなんだという今のようなお話を町民にわかってもらわなければならないですよ。町民に理解してもらわなければならないですね、補てんをするのであるならば、当然。この不景気の時期に1,000万円出すんですから。そのほかに委託料としては既に1,500万円出ているわけですから。それでもなおかつ、支えなければならない施設なんですよということについて、やはりきちんと説得をしていく必要があると思うんです。

そういう意味で、町民に対する一つの広報なり、こういうときには啓発とは言わないんでしょうけれども、PRなり何なりという点ではどんなことをお考えですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） このような大金の支援をいただく、私は決断の中でいろいろと悩み、苦しみました。しかし、コンキリエは守っていかなければならない、公の施設として。その役割は大きいという決断でお願いをいたしておるところでございます。

町民の血税を使うに当たって、やはり町民の理解が大事です。今ご指摘がございました

たとおり、これだけの金額を支援いただくことについて、町民に具体的に広報なり、または情報等を踏まえて、いろいろと説明をしなければならない。すなわち、説明責任というものが私に大きくのしかかっている、そのように考えております。その方法については、改めて考えて、そういう情報についての町民の理解をいただいきたい、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(「いいです」の声あり)

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。
6 番佐齋委員。

●佐齋委員 いろいろ議論されておりますので、それについては触れません。
味覚ターミナルの売り上げに対して、組合の生産物の占める割合はどのぐらいになりますか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。
平成19年度の数字になります。年度間を通しまして2,190万円ほどになってございます。

●委員長（竹田委員） 6 番佐齋委員。

●佐齋委員 大体、そうするとあれですね、売り上げに対して、これは一応売り上げに対しての。

(「これは仕入れ」の声あり)

●佐齋委員 仕入れね。

(「そうです」の声あり)

●佐齋委員 ということは、先ほど出資株のいろいろ聞きましたよね。1,300株ですか、そのうち65%が町だと。3,500万円ですね。それでは農協さん、いろいろありますね。農協さんは、これ80株というのは、太田農協もあって、合併したから80株になっていると思うんですが、組合が40株になっていますよね。40株ですね。そうなった場合、組合の取り決めでもって、仕入れは組合との市場との取引が、ほかからだめだということで、提携されているんだと言われていながら、株が農協あたりと同じというのは、私、ちょっとおかしいんじゃないかと思えますね。やっぱりそれだけ地場産業の生産を一生懸命、味覚ターミナル、さっき町長言うように、厚岸、地場のために一生懸命やっているんだというのであれば、やっぱりこれはもう少し株を増資してもらおうなり、何かそういうふ

うな。

それと取締役を見ますと、このメンバーの中に組合関係入っていないですね、その中には。やっぱりそうであれば、厚岸の組合がそうであれば、少なからず……。それと取締役そのものの責任の重さを果たして皆さん感じているのかと。ということは、さっきも話出ましたけれど、頼まれたからいいよという程度のものであれば、これはたしか法律でいくと、例えば商工会であれば、商工会の会長入っていても、あくまでもこれ、個人で、会長個人の判ですね。商工会の会長の名前じゃないですね。その辺が今の取締役がその意識を持っているかということさ。

それとあと私、これは提案として、さっき減資の問題、6,500万円の出資金を減資できないかと言ったら、これはできないということならば、単純計算すれば、今、純資産が4,000万円であれば、5万円の株が今3万円ちょっとですわね。実際、負債あるから下がるだろうけれど。そうなれば逆に、ちょっと提案として、町長は厚岸東京会へ行っているし、それから前回も出ましたふるさと納税もありますから、これ定価があるから、それはどうか知らんけれど、例えば、自由加盟、何というんですか、会にして、出資を例えば町民に募って、1株1万円ですよと、地方から、町民からも、そういうことでひとつ出資してくれということで、私、そういう増資というのができるんじゃないかと思います。そういう声を。税金を使うこともあれですけど、町民に声かけて、また東京会なんかへ行ったときにも、そういう形でもって、5万円じゃなくて1万円でも、定価はわかりませんが、そういう形でもってしてもらおうという方法もできるんじゃないかと思うんです。そういう形でもって出資を募るといふ形もあると思うんですけど、その辺はどうですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変いいご意見をお聞きいたしました。やはり方法として参考にさせていただきたいと、今後の運営に当たりましては、そのように私は認識をさせていただきます。

それと取締役の件なんです、漁組が入っていないということ。これは多分、当初、ちょっと公式な場で事実関係をわからないままで言うのはどうかと思いますので、ちょっと時間……、それじゃ、副町長から。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） いつまでというのはちょっと、私、記憶が今ないんですが、厚岸漁業協同組合の組合長が取締役会のメンバーでありました。ところが、直売所ができて、そこと共同をするということがありまして、取締役会からの辞退の申し出があったということで、今の取締役のメンバーになっているというふうに記憶をしております。

●委員長（竹田委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 これも私ちょっと非公式になるんですけど、私聞いた話はそうじゃないですね。実際、商工会でもありましたけれど、当初は、何々会の会長という形で受けたと、知らないで。商工会の会長。漁組の組合長でもって受けたと。ところが、聞いたら、あくまでも法的にいうと、個人ですから、言われたら、いや、冗談でない、おれは組合長で受けたのに、それだったらちょっと冗談でないぞということで、それは直接聞いたわけじゃないですよ、そういう話も耳にしていることがあります。

だから、私、取締役の責任の重さを本当にわかって受けているのかなということなんです。ということは、ご存じのとおり、日専連がなくなりました。あれに我々も出資していました。100万円か150万円出資して全部ペアになりました。ということは、結局、あれもいろいろ過払い金の問題が出てきて、やっていけないだろうと。だから、けがの少ないうちに手放そうということでもって、それでも何千万円の負債ありまして、出資金は全部出資者はチャラになりました。そのほかに役員さんは判を押している手前、何がしの、そのほかに出しました。出してある程度負債を少なくして給料で買ってもらっています。

そのぐらいのやっぱり取締役というのは意識持ってもらわんと、ただ頼まれたから名誉職でやるという感じでは、私はちょっと問題があるんじゃないかと思うんです。その辺をこれは、味覚ターミナルの取締役ですから、我々が言うことじゃないけれど、やっぱりその辺はきちっと、町長が社長ですから、その辺きちっと意識を持ってもらって、ぜひ、意識を植えつけしていただいて、判こ押したら、個人の財産もとられるんだというぐらいまできちっと意識を持たせていただきたいと思いますけれど。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の予算案計上に当たりまして、いろいろなご意見がございました。私も皆様のご意見、もっともだという認識の中で、社長という立場もあります。そのお話を聞いて、経営のあり方、改めて認識をいたしました。

特に、取締役の役割、今ご指摘のあったとおりで、ただ頼まれたからやったとか、名誉職でやったとかというものではないんだということをお互いに共有し、コンキリエの経営改善、そしてまた健全な経営に努めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

1 番音喜多委員。

●音喜多委員 ほぼ言い尽くされていますので、私から町民の声というか、視線で言われたことをちょっとお話しして、どういうお考えか伺いたいと思います。

一つ目は、1 回目の補助金をつぎ込んできた経緯がございますね。それについての反省というか、その後の対応、3,900万円ほどつぎ込んで、平成13年からは黒字化してきていますけれども、そのときにどういう反省をして、今日までどういう対応をとってきた

か。今回また2回目、同じことを繰り返すわけですよ。二度あることは三度あるということはありますけれども、一度起きて、あれだけの同じような議論をしてきた。そういう反省に立って今日までどうやってきたかということなんであります。それには外部的な要因、今までいろいろな議論されてきましたけれども、そういうものに対する外部的な要因というか、いろいろな条件に対して、やはり対応して経営していかなければこうということになる、当然なんですけれども。そういう反省というか、対応策が全く遅いというか、危機感がないんでないかと、一つにはあります。まず、同じことを今、またその轍を踏もうとしているんですが、そういう反省。

それからもう一つは、これからの対応、今るる言われたこともあります。先ほどは町長も、公的施設だから説明責任を果たしていかなければならない、当然のことですよ。その説明をきちっとどのようにしていくのかということ。

それから二つ目に、いろいろと議論されていますが、非常に町民の使い勝手がよくない。評判はいいと言っているんですね。外部の者やら、あるいは外販や観光客には、厚岸町のという人気は高いけれども、町民が味覚ターミナルに対してという、そのことの評価というのは余りよく聞こえない。

その大きな利用者の立場というか、町民の立場から言えば、味覚ターミナルは自由に営業していないんでないかという見方。ということは、先ほども出ました、味覚ターミナルのカキ、カキといえば厚岸、厚岸の味覚ターミナルというぐらい言われますが、漁協さんからの仕入れ、あるいはレストランでのメニュー、そういう規制があるというか、それは町民知っていないんですよ。

今回の味覚ターミナルの、今までの経緯の中で、このことは早くから言われていた、今も言いましたね、設立当時のそういう条件がある。それは我々知っていても、町民は知らない。ああいうレストランなのに、町民向けというか、米飯というか、そういうものを中心としたものしかない。それは、夜や、そういうところでレストランではいいでしょうけれども、昼食のつゆ物類、めん類、町民にしてみれば、全くあそこへ行って軽くお昼を済ませようかとか、そういうことは全然できない。ましてや、たまにお客さん連れて行っても、恥ずかしいカキというか、こんなカキしかないのかと。それは先ほど中川さんも言われたように、そういう規制的な状況。

この2点というか、これ、町民の皆さん、非常に不満を持っている。町民が利用できないところに、そういう公的資金をつぎ込んでいいのか。公的資金のつぎ込み、今、それは町側が一生懸命説明していますけれども、町民から見ればそうですよ。町民の施設だと言いながら、町民は利用勝手が悪いという。それが今回というか、前回もそうでしたけれども、大きな経営上に足を引っ張っているというのか、そういう言い方はいいのかどうなのかわかりませんが、経営上大きな難点になっていると私は思うんであります。

まず、これに立ち向かわなければ、何ぼ今回出てきた改善策、検討策、まず地場の人方に利用、地場の利用者というか、そのことは前にも私は申し上げましたよね。結果的に11月から3月までは外来が入らないわけですから。こういう結果ですから。地場の人方に利用できる方法というのを前から私は言っているんですが、そのところ全然こういう規制に立ち向かうというか、こういう状況の中で改善策というか、やり方というか、方法というか、協議すらしていないんでしょ、恐らく。この10年以上たっても。それ

で成り立つなら何も文句言わないと思うし。その辺どう思っていますか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今るる、いろいろなご指摘を受けたわけでありまして。総体的には、コンキリエに対する信頼関係が、また、信用が薄らいでいるというようなご意見かと思っております。私といたしましては、大変そういう見方をされておるということは残念でなりません。これからも改革に向けて、そのことも踏まえながら、信頼、また信用できるコンキリエにしていかなければならない、そのように思います。

それと説明責任の件であります。先ほど室崎委員にもご答弁いたしましたけれども、やはり1,000万円の補助金について、どうしても必要なのか、また、しなければコンキリエはどうなるのか等々含めて、詳細にわたって町民に説明をしなければなりません。その方法については、私はやはり広報誌等が一番いいんじゃないか。また、機会あるごとに、るる、その旨のお話を伝えていくということも大事なことであり、町民から理解される情報責任を果たしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

その他の問題については、担当課長から答弁いただきます。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） メニュー等々の、いわゆる制約という部分については、質問委員さんおっしゃるとおりでございます。このコンキリエ事業を始めたときの、いわゆる約束によるめん類提供を行わない。さらには、町内飲食店の経営の圧迫とならないような経営をとという請願書が出されての議会採択、こういったことを踏まえながら、いわゆる主に外部に向かった事業展開、お客を呼び寄せる展開という形の中で今日まで進んできております。

基本的な方針につきましては、この考え方のもとに現在も進めてきている形になってございます。

しかし、一方で、町民にやはり愛されないといひましようか、利用されない施設という部分につきましては、総体的にいけますと、ほかから来る方の魅力アップにも結びつかないというようなことも言われておりました、そういった町民が利用できるような環境、そういった部分にも努めていかなければならないというような思いで、現場ではそれぞれの制約がある中でも、メニュー開発というようなことも進めてきておりますし、今後もそういった、いわゆる観光客、重いものではなくて、例えば通過するビジネス客、こういったような方々が気軽に立ち寄れるようなメニューができないかというような、そういうような開発にも取り組むという形になってございます。

なかなかこの制約といひましようか、以前につくった約束、これを自由にする、解消するという部分につきましては、まだ難しい部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、そういう制約の中にあっても、やはりメニュー工夫だと。そういったようなことの中で経営改善、利用促進、こういったものに取り組んでいかなければなら

いという思いでありますし、株式会社の現場においても、そういう思いの中で取り組んできているし、これからも取り組んでいきたい、このようなことで進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(「会議の反省ないの」の声あり)

- まちづくり推進課長（田辺課長） どのような経営改善を行ってきたのかということでございます。全体的な資料といたしまして、これまでの経営決算状況についてお配りをいたしておりますので、それをごらんになっていただければおわかりいただけるかなというふうに思いますけれども、開設当初、非常に過大な見積もりいたしました。それが大きな赤字を生むという形の中で、その後、いわゆる会社の経営改善策というような形で取り組んでおります。一方では、売り上げをいかに伸ばすかというような部分もさることながら、内部に向かっていかにスリム化して、入ってくる状況に合わせた体制に絞り込めるかということを中心に進めてきてございます。

ですから、見てごらんのとおりに、経費においては相当の圧縮をしてきている。一方で売り上げが伸びていくという社会環境もございました。そういった中で、11年には大きな黒字が生じる、単年度黒字ですけれども、補助金を除いても大きな黒字を生じるような結果になったというようなことで、5年間ほど黒字の状態というものが続いてきております。

ただ、この黒字の状態も続いておりますけれども、以前にも申しましたけれども、職員の人件費を抑えるとか、給与のベースをずっと抑えるような形の中で来たり、さらに経費の削減というものを進めてきてございます。決して、その後、放漫な経営にまた転換していったら、結果として赤字になったということでは決してございません。そういった内部での経費削減努力というものは今日に至るも継続をしてきてございます。

しかしながら、どうしても、いわゆる厚岸町に訪れる、この道東、釧路管内に訪れるという観光客の絶対数がもう減ってきている、こういう社会環境の中で売り上げがどうしても伸びない、落ちているという環境でございます。決して内部の自助努力を怠っているということではないということをご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（竹田委員） 1 番音喜多委員。
- 音喜多委員 今、課長が後段で言われました、町民に対するというか、行政として、コンキリエというか、観光という行政に対しては、重々それは認識はしています。けれども、町民はそうは見えていないというか、ああいう集客設備はそれなりに努力しているだろうし、来なければ来ないなりの対応策をとっているだろうと、そういうふうに見るわけですね。ここで幾ら議論して、私どもはわかったにしても、町民の皆さんはそうは見ない。先にこの赤字のほうに来てしまって、苦勞しているなど、こういう情勢だからなというふうに理解していただく方は非常に少ないのではないかと。全く理解しないということではないと思いますけれども、口の悪い方はすぐそういう発想になるだろうと。今、いみじくも言われました、いわゆる外部から来る観光客が減っていると。そうし

たら、どうしなければならないか。同じ構えだったならば、そういう外部的要因の中でどうしなければならないかということをお教えいただいているわけですよね。その対応をしていかなければならないというのが今までとってこられたことかと。これからもとっていかなければならないわけですが、そんなことを議論していてもちょっと始まらないかもしれないけれども。

さあ、町民の使い勝手が悪いという批判のものの仕入れの関係です。例えばカキなんか、今先ほど、漁協さんという相手があるかもしれないけれども、今ここはいわゆる直販してもいいわけですね、漁師さんからの。組合市場のAブロックからとらなければいけないという、そういう条件というのは、非常に何か、すごい重たい足かせをかけられているというか。むしろ、今の時代というか、自由競争の中で、市場に入札権を持って入っていくぐらいのことをさせてもいいんでないのか。

そういう中でやっていかなければならない、やるとすれば、もうちょっと質というか、評判のいいような、そういう対応をとってもいいんでないのかなというふうに思いますけれども、これらに対する、難しい難しいというか、そういう一点張りではなくて、事が事ですから、こういう事情も話しして行って、相手に対してやはりそのことを、1回、2回断られても3回、もしくは町民の総意でもってここにお願いに来ているんだというぐらいの構えで臨んだらどうですか。逆に、それをしないで1,000万円、2,000万円、3年も4年もつぎ込んでいったら、そのほうがむしろ、きのう町長が言っていましたように、第三セクターというの是非常にもたれ合いの中で弱い経営の仕方をしているというか、そういうことをお話しされておりましたが、まさしく真剣になっていないなど。公のやることだから、そういうふうにしてあげばいいんだというふうに思われてしまうというか、思わざるを得ない。

そういったことで、主に内部努力は一生懸命したけれども、外部的要因、これはメニューの問題もあると思うけれども、そこに難しい難しいではなくて、町民のために、あるいは、この施設のためにという切り込み方はできませんか。お尋ねします。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

一つの例として、対漁協との取引の関係を挙げられたのかなというふうに思いますけれども、これにつきましては、いわゆるコンキリエが設立しまして営業しなければならない当時、どうしてもカキを集めなければならない。それも大量のカキを集めなければならないというような条件の中で、やはり漁協を通して安定的かつ責任を持って集めていただく。その集めていただいたカキも、いわゆる畜養設備という、水槽でございますけれども、そういった中で蓄えておいて、受注に応じて安定的に出してもらおうというような約束のもとに漁協では水槽をつくった。一方でコンキリエでは、そういう形であれば、漁協のほうからすべて、全量を漁協のほうの発注で行いますという取り決めがされたということで、今日に至っているわけですが、やはり現場のほうとしたしましては、特に大量のカキを消費する時期、ここでのカキを集めるという部分につきましては、なかなか独自にいろいろなところから集めてくるということは非常に難し

い状況というふうにとらえておりますし、また、安定的なカキの量を確保していくためには、逆に水槽を用意しなければならない。当然、水槽を用意すると、そこで廃れといひましようか、そういったようなものも出てくるというような、ある意味ではそういったデメリット面も持ち合わせているということでございまして、これについては、取締役会の中からも今質問委員さんと同様の意見が出ていることも事実でございます。

これらについては、十分にどれが一番いいのかという選択はまだこれからもずっと研究していかなければならないだろうというふうには思っておりますし、そういう中でも、いいものをやはりいただきたい、取引の中でいいものを仕入れるというような努力は、おっしゃるとおりしていかなければならないというふうには思っておりますし、現場のほうにおいても、仕入れ先、相手との交渉の中でそういったものを仕入れるというような取り組みを当然これからも続けていくし、強めていきたい、このような考えであるということをお願いしたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 1 音喜多委員。

●音喜多委員 もう一つ、メニューの改善、これはもう、そういったことでは対応し切れないというか、改善の余地はないというふうなあんばいの状態ですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） メニューの関係、特にめん類の関係になろうかと思ひますけれども、一部にはやはり根強い当初の約束というような部分にこだわるというような形が残っているというふうには伺っております。

当然メニューという、めん類だという広がりを持っていきますと、まださらにメニューの広がりという部分が出てくるわけでございますけれども、そういったいわゆるめん類、通常言われているめん類というこだわりなくしても、また新しいメニュー等の開発は可能であろうというふうには思っております。

そういった強い中ではありますけれども、そういった中で多様なメニュー、ドライバ一、町民等の皆さんが気軽に注文できるようなメニュー開発、これに取り組みたいというような会社側の考えでございますので、お伝えをお願いしたいというふうには思ひます。

●委員長（竹田委員） 1 音喜多委員。

●音喜多委員 こだわるわけではないんですが、多くの町民の皆さんは、やはり子供たちというか、自分の家庭というか、そういったことを考えて外食するということになると、当然、その子供たち含めて選択の余地はあるんですが、今のレストランでは、そういう利用勝手は難しいわけですね。町の施設でありながら。

今まで、12年たつけれども、そういったことでの今、請願、契約書みたいなものはあるんですか。その開設当時のそういう業態という。そういった規制的な。

町民は、私は言葉の中では聞くけれども、町はそういう一冊を交わしたというか、あ

るあると言ってきているけれども、現実には。そして、それあって、それを放置してきたという、放置ということではないんでしょうけれど、それを守ってきたというのか。

こういう情勢になっても、そういう問題点が指摘されても、対応策というか、改善策というか、そういうことを全くできないものなのか、そういう考え方を持てないものなのか、まだ最初から取り組みにかかるということを懸念しているのであればだめですけども、我々一般的に見ては、もうそれは時効だべさと、言うかどうかわかりませんが、しかし、こうして刻々動いている中に、やはりその改善策というものをやっていくとすれば、そこにも話し合いしてもいいんでないかと私は思うんです。何もしないで、こうやって毎年、今度1,000万円のお金をつぎ込んでいってとやかく言われるよりも、その辺のところを努力してみるのもいいのではないかとと思うんですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 当時も議員でありました音喜多委員から、今、かようなお話が出てくるというのは、いささか不思議に思います。

といいますのは、これは平成9年3月に議会に対して請願された案件でございます。その案件が平成9年3月14日、議会でもって採択をされております。それを反故にしてもいいというような発言が議員の立場におられる質問者から出てくるというのは、いささかおかしいのではないかと、そのように考えます。

ただ、私どもとしては、当時、そういう採択をされましたけれども、時間もたっているということで、それから開設後相当の期間もたった、請願された方々もコンキリエに来ていただける客層、これらを勘案して、当時の考え方というのは変わりはないですかというようなお話は何度もさせていただいております。しかし、まだ変わった対応ではないというのが現状でありまして、それがここまで来ているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 1 音喜多委員。

●音喜多委員 私はわかっていたんですけども。

ただ、情勢がこういうふうに変まっているし、このままで、それではコンキリエ、ここに手錠をかけられたような状態で生きていくのかということですよ。

やはりそのときの情勢と今の情勢、あの当時はコンキリエがこういうふうになるという認識は余りなかったというか。そういうことで考えると、現実にはこのような状況の中では、やはりそのことを少し考えてもいいのではないのかと。そう言われる方々がこのコンキリエの状況を責任とるわけでもないですし、こちらから、みずから動かなければいけないわけですよ、対応をとっていかなければならない。そして、町の町民の皆さんに、公の設備だと言いながら、それほどいいことを聞けないというか、そういうことを言われる。やはりこの時期にやっぱり誰かが言わなければ、誰かが始めなければ、そういう状態を続けて、結果的にいいよということと言われますか。

そういうことを考えれば、コンキリエのこの状況を打破するためには、やはり少し腹

が立つかもしれないけれども、また穏やかな日を迎えるために何かしなければ、ちょっとまずいというか、毎年毎年これから続けて、それで厚岸町が高い評価を得られていますよと言われて、それでいいものなのか。町長としての、あるいはコンキリエの社長としての重い決断が求められるんでないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、音喜多委員さんから、請願等含めての今後の町長のとるべき姿勢、お話ございました。実は既に行ったんです。といいますのは、平成18年か19年ですね、この請願ということがネックになったものですから、今指摘されております、いろいろなメニュー等のことも考え、まず、請願者と、ということは、湖北商業連合会とお話をしてご理解を求めようということでお話をさせていただきました。ところが、相手側はだめだというような返答だったんです。

ですから、我々としては、今ご指摘がありますとおり、メニュー等につきましてもいろいろと考えなければならないもの。それともう一つ、皆さん方ご承知のとおりと思います。既存の店に悪い影響があったら困るというような当時のご意見があったんです。そういう点を含めると、努力はしているんですけども、一つの壁があつてなかなか乗り切れない点もあると、そういう実態もありますので、どうかこの点ご理解いただきたいと思います。

しかしながら、メニューについては、やはりある程度ニーズに合ったものをつくっていかなければならないことは事実です。その点ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。1番委員さん、よろしいですか。

●音喜多委員 まだ質問はいっぱいある。

●委員長（竹田委員） あるのであれば、お手を挙げて質問してください。

よろしいですか。よろしいと言わなければ、ちょっと。答弁まだありますか。

（「ないです」の声あり）

●委員長（竹田委員） ない。

（「委員長ちょっと」の声あり）

●委員長（竹田委員） ちょっとお待ちください。1番委員さんよろしいですか。

●音喜多委員 はい。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

15番石澤委員。

●石澤委員 ずっとお話聞いていて、これをずっと見ていたんですけど、委託料とありますが、ずっと増えていっているんですけど、これはどういう理由なんですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 現在の委託料の計算につきましては、一つの面積按分計算に合わせて、それぞれにかかる経費を割り返しまして委託料を算定しているという形になってございます。

したがって、例えば光熱水費だとか、そういうようなものの経費が上がってまいりますと、いわゆるランニングコスト、かかるランニングコストが全体的に上がってまいりますと、そういったものが委託料の中にも当然上がってくるという形になってございます。額で決めるのではなくて、そういうような一つの算定式に基づいて、そういった経費を割り返して計算しているという形になっているものですから、時代の流れとともに全体的なランニングコストが上がってきていますので、そういった部分で委託料のほうも上がっていっているという形になってございます。大体の傾向はそういう形でございます。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 それで、この委託料を見て不思議だなと思ったのは、それはわかりました。さっきから7年連続で下がっているとか、それから、持続してもすごく難しいとかという言葉が何回か聞かれて、そして、そのうち倒産とか、倒れるんでないかという話まで出てきて、そのためにこの1,000万円という話が今回出てきたんだと思うんですけど。さっきのめん類の話じゃないですけど、そういうことの請願を受けてまでも、コンキリエをつくらなければならなかった理由は何なんですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 当時、コンキリエをつくるに当たって、背景にありましたのは、厚岸町の基幹産業であります漁業、農業、漁業については200海里の規制、それから公海での沖どり禁止、これらの町にとっては悪条件があった。農業に関しては、輸入自由化、それから乳価の低迷、それから農家負債の増というようなことがありました。

そこで、この厚岸町を振興発展させるための手だてというものは、農業、漁業、もちろんここもしっかり振興していかなければなりませんけれども、それら以外の策というものはないのかということが議論をされまして、厚岸町には豊かな資源がある、それから歴史的な資源も有している、これらをつなぎ合わせておいしい味覚をアピールするこ

とによって、次の産業も育てられるのではないかと。その核となる施設を、この味覚ターミナルが担って、産業の振興、ひいては町の発展につなげていこうというのが目的でこの施設を建てたという背景がございます。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 その結果、農業とか漁業とか、それから新しい産業ですけれど、それは上向いたんですか。漁業が減ったとか、農家戸数が減ったということになっているんじゃないですか。町としての状態はどうなんでしょう。今、コンキリエがあるということでプラスになった面というのは何かあるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） そこで、数的に表せられるということは、先ほど来説明をさせていただいておりますけれども、仕入れ、販売、これらが7割近くを町内の産品で納めているわけです。はっきり数字で表すことができるのはそういうことだろうと思いません。

そのほかに、この拠点施設が道外でも高い評価を得ているということで、観光客もそれなりに訪れていただいている。それがコンキリエだけではなくて、下場のほうにも波及が来ているのではないかと、これも数字でははっきり表すことはできません。当時の、私の記憶では平成4年、5年の議会の議論でも、それを数字で表しなさいというような議論もあったというふうに記憶しておりますけれども、そこまでは数字で表すことはできませんけれども、今まで見てきた中ではそういうことが言えるのではないかと、そういうふうにご検討しております。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 それでは、仕入れ、販売とか、そういう形とか町場におりていっているという形で、一定のプラスがあるとしたら、なぜ冬場の営業をここまでこだわらなければならないのかなと思うんです。

道の駅だからと言いますが、冬場の営業をやらないことを売りにしている場所、だから夏しかないから、厚岸の場合夏しかないから、それを売りに出して観光客を呼ぶという方法だってあると思うし、それにずっと何か聞いていて、夕張と言ったら変な話ですけど、夕張が観光をどんどん広めていったのにはそういういろいろなマイナスの面を含めて、町を何とかしたいという思いでやってみたいなんですけれど、そのときに夕張の議員の人が言っていたことに、第三セクターからの資料がまるで目隠しのように見えなかったと。つまり、今言いましたよね、裁判所へ行ってくださいという感じの言い方をしましたね。株主総会の議事録のようなことを。ここにいる人たちみんなに見えるようにきちっと、何かオープンにしないとわからないことっていっぱいあるような気がするんです。私、全然わからないんですよ。すごく心配です。

町長に何回も言いますけれど、私いろいろなこと、子育てのこととかお願いしたときに、お金ないんです、今町が大変なんですから我慢してくださいという形の言い方を何度もされたんですが、すごく連結決算とかいろいろな形で、今物すごく重いものを背負わなければならないときに、なぜコンキリエをここでこんな思いをしてまで手を打っていかなければならないのかな、3,000万円も赤字が出ているのに、来年よくなるならわかるんですけれど、さっき7年連続して悪かった、これからも行く見通しが無い、何もないのに、何というんでしょう、この中でやっていこうと思っているのが正直わからないし。普通だったら、得意な人に渡してしまうか、何かするんでないかなという感じがするんですけれど。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） コンキリエの情報、それから報告等につきましては、先ほどお話しいたしましたとおり、第三セクターは議会に報告しないといけないんです、経営状況について。これは年に1回ないしは2回という法律で決まっています、地方自治法で。コンキリエの場合1回報告していますが、経営状況について。そこは議会議員の皆様に公開をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから冬期間については、担当課長から答弁をさせます。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今回のこの議論の中に、他の委員さんからも冬期の部分休んではどうなのかというようなご質問もいただいてお答えしておりますけれども、一度あぶりやの部分休業した経過もございます。その影響を見ますと、逆にデメリットのほうが、詳細はちょっと省きますけれども、デメリットのほうが多かったということでございます。

それでなぜかという、そのことによって、全体的なまずお客の入り込みがさらに減ってくると。ここの部分を目的に来る方もいらっしゃるんです。そういった部分が減ってくる。そうしますと、総体的な部分が減りますから、展示のほうも減るし、こちらも減る。もちろん経費も削減になっていきますけれども、それも限界があるというようなことから、余り効果が出なかった。逆に悪い効果が出たということから判断しまして、現場のほうでは、やはり冬期休業するという形になりますと、非常にイメージダウンにつながる。これはいろいろところで経営もされております。夏だけ売ればいいじゃないかというようなご意見でしたけれども、総体的に見ますと、やはりシーズンオフを休むという形になりますと非常にイメージダウンにつながる。まして道の駅という指定を受けているという形になりますと、そこで冬期間の閉館、休業という部分については非常に影響が大きいというふうに判断をいたしております。

それともう一つは、やはり人の問題、雇用の問題、こういったことも十分考えていかなければならないというようなこともございます。

それともう一つ挙げているのは、閉館しても、どうしても館の最低の維持管理は、使

える状態での維持管理はしていかなければならない。そのためのコストはかかります。町長もおっしゃいましたけれども、防災施設というような位置づけもしてございます。これを完全閉鎖の状態に置いておくのはいかがなものかというような部分もございまして、当然そういったような形になりますと人も置かなければならない、あるいは最低限の、いわゆる機械等の運転等々も考えなければなりません。

そういうようなもろもろのことを考えますと、やはり冬期に営業を休業してしまうということについては、厚岸町総体にとってはマイナス、デメリットのほうが高いであろうというふうに今は判断をしているところでございます。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 レストランのほうは閉めたことはないんですね。何か納得いかないんですけど。

さっき言っていた中で、会計監査のことで、外部から審査はないと言っていたのは何か理由があるんですか。株主総会の中に外部からの監査委員は置いていないという話を聞いたんですけど、それは何か理由があるのかなと思って。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 会社の中には、役員構成の中に監査役2名置いております。そういう形の中で監査業務を行っているということになっております。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 その人は株主なんですか。株主と契約しているんですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 一人は町の会計管理者、もう一人は農協の参事でございます。ですから、いずれも個人的な株主ではございません。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 個人的な株主じゃないですけど、それぞれの属している人ですね。農協にしても。運営している立場ですね。

というか、その中じゃなくて、外から見るといえるのが必要でないのかなと思って今このことを言っているんですけど。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 一応株式会社という法人経営でございます。会社法の適用というものがそれぞれあるわけでございますけれども、この会社法の規定に基づいてそれぞれの役員構成なり監査を置いたり、そういうような経理事務であるとか、そういったことが法律に基づいて適正に執行されていかなければならないという状況になってございます。

そういう上では、法に適合したような体制をとって行っているということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 わかりました。その辺ちょっと何でかなと思ったものですから。済みません。

本当に何回もずっと議論を聞いていて、本当に物すごく不安だし、心配です。コンキリエにかかわった問題で町がおかしくなってしまったことで、町民が物すごく苦しむのが嫌だなという感じがしたものですから、それを含めて考えていただきたいなと思って、終わります。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど来からも同様の質問を受けて、私はお答えをいたしております。今、赤字である。端的に言うと、執行方針で述べているとおりの、もう経営破綻です。寸前と言ってお話ししていますが。そういう中で今後のコンキリエをどうしたらいいのかという問題については、これは真剣に考えなければなりません。そういう面を含めて、今後いろいろとこの予算を提案している中でしっかりとやっていかなければならないということでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

休憩します。

午後 2 時45分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

3 目食文化振興費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、109ページ。

4 目観光振興費。ございませんか。

なければ、111ページ。

5 目観光施設費。
なければ、115ページ。
7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。
3 目土木用地費。
4 目地籍調査費。ございませんか。
117ページ。
2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。
2 目道路新設改良費。ございませんか。
121ページ。
3 目除雪対策費。
10番谷口委員。

- 谷口委員 今回の補正そのものではありませんけれど、ちょっとお尋ねしたいんですが、今年はこちらかという暖冬にといいますか、作業等に当たった職員は大変ご苦労さまでしたけれど、土曜日になると出勤をしなければならないというようなことで、非常につるつる路面が多かったと思うんですね。湿った雪が降って、それが踏み固められると。そういうことで、特に日陰の多い道路、車道と歩道の区別のない道路、そういうところでは非常にお年寄りの方々が大変苦労されていたようなんですね。

それをお願いをいたしまして、除雪あるいは滑りどめ用の砂というか、そういうものの散布等もお願いをしてやっていたらいいんですけど、ただ、これも役場の職員の皆さんの勤務時間だとかそういうものも含めれば、なかなか対応はすべて行き届くと、その時宜にかなった対応が難しい面もたくさんあるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。

それで道路のあちこちに、特に坂道といいますか、そういうところにはあちこちに滑りどめ用の砂がストックしてありますよね。ああいうものが町なかにはできないのかということと、それと例えば自治会・町内会等のどこかだとか、集会施設だとか、公共施設のどこかにそういうものを格納しておくというようなことができないのかなということなんですよね。

それで以前、ちょっとテレビを見ておりましたら、札幌市の道路の管理をしている課の職員がテレビに出ておまして、あの砂はどうぞ使ってくださいと、もしけがでもあったら困りますから、持ってきて使ってくださいというようなお話をされていたのを見たんですけども、厚岸町では、そういうことに対してはどういうふうに考えているのか、ちょっと教えていただきたい。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

除雪の対策の関係でございますけれども、日陰等の滑りどめ、砂等を配置しているということでございますが、これは、一般的には今、委託業者においても砂等を散布してもらうようにはしていただいております。通常の勤務以外にも、夜間等におきましては、

坂道等危険な場所があれば、そこは事前にもう場所がわかっておりますので、散布していただくというような対策をとってございます。

ただ、町なか等につきましては、そういった砂場を置いたりしているところは、実態的にはない。余り置きますと邪魔になったり、砂を置いてもすぐいつの間にかなくなってしまうといった実態も現在ございます。ちょっとした坂道のほうに置いているところがあるんですけれども、置いたらいつの間にか砂がなくなってしまうといったような状態でございます。

そうした面を踏まえながら、自治会のほうとお話をしながら、必要な場所については砂場を置いておりますし、今後もそういったことがあれば設置をしていきたいというふうには考えています。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすれば、地域の自治会等で要望すれば、そういう対応はしていただけるというふうに理解していいんですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 質問者おっしゃるとおりでございますして、場所等もございませうけれども、地域の中でこういった場所にこんなものを置いていただく等、ご意見出されれば、対応できるものは対応していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 3目除雪対策費、他にございませうか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、3項河川費、1目……

（「15番」の声あり）

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 ここに別寒辺牛川水系の砂防施設の、あるんですけれども、これは終わったということですか、減っているということは。それと何か別な理由があるんですか。終わったということですか、何か。終了したということなんでしょうか、それともまた別な理由があるんですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業でございますけれども、これの793万9,000円減額としてございます。これは、平成20年度はこれで終わったということでございますけれども、後から出ております、繰越明許費のほうで一部繰り越しするような形をとっております。20年度分についてはこれで終わって、その一部を21年度に繰り越しをすると、そういったスタイルをとってございます。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 次のページの行政業務委託料というのもあるんですけど、これと一緒に聞いてもいいですか。何にするのか、調査の資料は何なのか、ちょっと知りたいんですけど。次のページの。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

河川調査の委託料の内容でございますけれども、これにつきましては、20年度の方につきましては、別寒辺牛川水系プライベート川流域土砂生産減対策予測効果検討業務、いわゆる土砂生産量の予測式とか、そういったもの、それから魚類への影響度合いとか、こういったものの調査をするものでございます。

それと別寒辺牛川水系の河川調査、これは平成18年度から引き続きやっておるものでございますけれども、ダム堆積の現況調査、それとかプライベート、フッポウシ、西フッポウシ川、これらの流量調査、底質調査、流砂量調査、こういったものをやっております。

それともう一つは、別寒辺牛川水系フッポウシ川流域土砂生産減対策の現地調査やっております。

この3点の項目に対して委託業務となっております。

●委員長（竹田委員） 15番石澤委員。

●石澤委員 その調査の資料というのは見せてもらうことができるんですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業につきましては、北海道防衛局から委託を受けて、そして私どもが積算をして工事で委託業務とかを発注しているというものでございますので、できた成果については、すべてまた北海道防衛局のほうのものでございますので、北海道防衛局のほうに依頼をしていただければ、見ら

れるものはそちらのほうに問い合わせしていただければというふうに思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今回の課長の答弁、もう一回確認させていただきますけれど、委託業務だから、委託調査した内容はすべて防衛局で管理をするということで、厚岸町には一切、調査はしたけれども、何の資料も来ないんですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えします。

事業のこういった委託を受けるものでございますから、それに対する積算をしたり、検討するためには、そういったもともとの資料自体は北海道防衛局から貸していただかなければ積算等もできませんので、そういった資料は貸していただくことはしてございません。

（「それは積算のことでしょう。でき上がったものさ」の声あり）

●委員長（竹田委員） 10番さん。

●谷口委員 成果品。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

成果品につきましては、北海道防衛局のほうに引き渡す形としてございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 私は、だからその成果品というのは、厚岸町には何もないんですか。もうあげたらあげっ放し、厚岸町には何の証拠もないんですか。こういうふうに調査してこういう結果が出ましたと。それは防衛局のほうへあげましたと。厚岸町には何もないということですか。

それから、防衛局のほうから、厚岸町さんのほうでやってくれてありがとうございましたと。それでコピーですけれど参考に使ってくださいということで、その成果品のコピーみたいなものも一切ないということですか、どうなんです。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

成果品等のコピーは、これらの事業を検討していくためには、当然、物自体がないと私たちも事務執行上でいきませんので、こんなものは町のほうにももらいます。ただ、物自体は、北海道防衛局のものであるということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 コピーしたのも防衛局のものなんですか。厚岸町は、そうしたら借りているんですか、それを。その成果品のコピーというか、複製品というか、同じものをつくるわけでしょう。防衛局で持っているものと厚岸町が持つものと、違うの、別々なものをつくるんですか。厚岸に来る分はほんの少しで、防衛局にはすべてのものがあると。その辺ちょっと、どういうものができ上がった場合に、防衛局にできたものをあげますよと。あげる場合にコピーするのか、あげてから向こうから来るのか、その辺も含めて全部詳しく教えてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

これは、先ほども申し上げましたとおり、北海道の防衛局のほうから、例えば河川調査業務の委託を受けます。それは委託協定を結んで受けて、そして町は積算をする、積算をして委託業務を発注するわけでございます。そのときには、当然何も資料がないと積算もしようがない。今までのデータ等、それを貸していただいて、それに基づいて積算をして発注をすると。そして、でき上がったものの成果品がまとまってまいります。当然、正本、複本2部で大抵3部、成果品を提出していただくと。その成果品については、事業が終わったら、その成果品をすべて北海道防衛局のほうに渡すと。

ただ、次の事業等、それは引き続き関連してまいりますので、渡しても、そういった複本の一部は当然町でも手元にないと積算等、今後の検討等もできてきませんので、それは町のほうにまた貸していただくと、そういったスタイルをとっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 大体そういうことではないのかなというふうに私も思っていたんですよ。そういうふうに言ってくれば、私、そんな何回も立たなくてもいいんですよ。だんだん足腰弱くなったから、何回も立ったり座ったりしないようにしてほしいんですけど。

ただ、問題は、その成果品の、今回特に何で繰越明許しなければならぬかという、春先の調査をしなければならぬからなわけでしょう。年度内ではできないので、融雪

が終わって、それから春先の生物等の動きが活発になる時期にどういう生物が行動をとるのか、あるいはどういう変化があるのかということをしちっと調査をしていくと。イトウなんかの産卵というのは春なんでしょう、正確に私わかりませんが、サケとは違って逆の季節に産卵をします。

だから、そういうことをきちんとやっていくには、そういうことをやっていかなければならないので、今回は繰越明許を組んで、そういう予算づけをしているんですよということでもいいのではないかなというふうに思うんですけど、そういう前提でもし違っていたら、また教えてください。

それで、その成果品の3部をつくったうちのきつと1部が、厚岸町に今後のいろいろなことがあるので、厚岸町でも保管をしておくということになると思うんですね。以前も見せてほしいということいろいろありましたけれども、そのときは、何か情報公開の書類までつくってやるかなんていうところまでいったら、いやいやということで、閲覧ができたんですけども。

結果的にはこれ、国のものであるだろうが、地方のものであるだろうが、言ってみれば国民の税金で仕事というのはやっているんですよ。それで、防衛局が委託をしてやってできた、その成果品について、我々が調査の結果を閲覧調査したいというときに、それは防衛局にお伺いを立てないとできないものなのか、厚岸町の権限でここまではできますよ、ここからはできませんよというような線引きがあるのかどうなのか、その辺はどういうことなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、平成21年度の繰り越しの内容でございますけれども、質問者おっしゃったとおりの4月から、イトウとかそういった稚魚の遡上とか、効果、産卵床、こういったものの調査を4月からすぐに行うために繰り越しするというところで、質問者の考えているとおりでございます。

それから、調査したデータの成果品でございますけれども、これ自体は北海道防衛局の所管するものでございますので、必要なものについては、北海道防衛局の中でホームページ等でも閲覧をするようにしているということでございますし、必要なことがあれば、それは問い合わせしていただければ、閲覧ができるものはお見せするというところでございます。

ただ、線引きがあるのかといいますと、こういった成果品は、まず北海道、町のものでなくて北海道防衛局の成果品でございますので、すべては北海道防衛局のものになるというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうするとあれですね、いろいろな制約的な問題はあるけれども、厚岸町の役場でもそれを閲覧できるというふうに理解していいんですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） そのものの内容によりましては、町のほうから北海道防衛局のほうに確認をいたしまして、それから見せられるものは見せられるということに、それはまず北海道防衛局ほうに意見を聞かなければならないということがございますので、それを踏まえてどうなのかというふうに判断したいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今までいろいろな方がきっと閲覧を要望されていると思いますけれど、その中でだめだったということはあるんですか。あるいは、その部分は見せられないということで制限しても公開だとか、そういうあたりはどうなんでしょうね。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町のほうへすべてそういったものの閲覧のことが来ていることではないんですけども、町でお話のあったのを問い合わせした中では、今まではだめだということはないというふうに記憶してございます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他にございませんか。
河川総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、4項都市計画費、1目都市計画総務費。
3目下水道費。
5項公園費、1目公園管理費。
9番菊池委員。

●菊池委員 松葉町憩いの広場整備事業、これは年次的に……

（「まだっていない」の声あり）

●委員長（竹田委員） 1目公園管理費、ございませんか。
なければ、2目公園事業費。
9番菊池委員。

●菊池委員 失礼しました。

松葉町憩いの広場整備事業についてお伺いします。

年次ごとに進めているようでございますけれども、公園広場ができ、そして家を解体して駐車場ができ、あと、これで終わりなんですか。境界の整備予定はあるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

松葉町憩いの広場につきましては、これは、以前、厚岸町湖南まちづくり事業計画、これは地域の商店街の方と集まって事業計画を立てたものでございまして、その中でこの松葉町憩いの広場を建設したものでございます。

目的としましては、商店街活性化の催しの場、そのほか憩いの場を兼ねた施設として建設をしたものでございます。16年に一度このものを立て建設しておりまして、そして20年度について、また広場的なものを増設したものでございます。

厚岸町湖南地区まちづくり事業計画、この内容につきましては、このほかにトイレと駐車場といった計画がございました。これをつくるに当たりまして、平成18年度にこの地域の方と駐車場とかトイレをどうするのかということで議論した経緯がございます。

そのときには、例えばトイレは、今現実このトイレといいますのは、常に衛生的に管理するのが難しいと。現状は各商店やコンビニ等のほうで利用するのがもう今一般的なことになっています。多額の費用をかけて建設しても、それはせいぜいイベント時に使用される程度のものでほとんど使用されないということで、維持管理も大変ですし、町のお金を無駄に使うということから、トイレは必要ないと。

それと駐車場のこともございましたけれども、駐車場もその近くにつくりますと管理もなかなか行き届かないということもございました。そうした中で、松葉町憩いの広場もすぐ隣の敷地を求めたものでございますから、逆にそういったものを建設していくよりか、広く広場を広げて、イベント等、こういったものにより有効に使えたほうがいいということで皆様の意見がまとまり、そして、20年度に広場を増設して建設したというものでございまして、これでもって今、厚岸町湖南地区まちづくり事業計画のハード的なものはすべて完了したというふうに町としては認識しておりますし、ここの湖南地区まちづくり推進協議会の皆様にも、その辺はご理解をいただいているというところでございます。

●委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 あの近くに鈴木旅館があるので、鈴木旅館で催し物があつたものですから、駐車場ができたということで駐車してみたんですけども、なかなか入りづらいし、出づらいような感じもしたんですけども。

地域の人とよく話し合っていると思うんですけども、やはり公園にトイレがない

というのは、観光客が来ても、町でイベントやったときなんかでも、臨時のトイレを設置するようにしているんですか。それとも、あくまでも管理が行き届かないからつくらないということなんですか。その辺ちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 先ほどもお答えいたしましたけれども、トイレの設置につきましては、湖南地区まちづくり推進協議会の皆様の意見を聞いて、その中で、トイレについてはやはり常に清潔に保って管理するというのは非常に難しいと。それと今の時代ですとトイレを使うというのは、やはりコンビニとか商店とかに皆さん行くのが、それがもう普通となっているということでございます。そういったことから、そこに多額の費用をかけて建設するというのは、これは無駄なお金を使ってしまうというご意見が皆さんから出されたものでございます。

そうしたことから、トイレについては設置はしない。そして、イベント等でも仮設トイレで設置しているのは十分だといったご意見も皆様から出ております。そうしたことで、トイレはつくらないといったことになったものでございます。

●委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 例えば足の悪い人だとか、車いすの人、あるいは老人の人たちが増えていきますけれども、老人の人たちが散歩したり、あるいは運動したりして、途中でないというのも困るという、せっかく公園ができたのにそれぐらいできるところがないのは困るという意見もあるんですけれども、それら耳に届いていないですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 地域の皆様とお話をしたときには、そうした意見は出ておりませんでした。逆に、かえってコンビニとか、そういったものを使われるほうが多いということで、それは要らないということになったものでございます。

●委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 平均若い人の話を中心になっていると思うんですけれども、やはりお年寄りの件だとか、やっぱり町長が町民への優しいまちづくりということと反しているんじゃないかなと思うんですけれども。

それと老人施設を設けようという話があるんですけれども、そういう計画も心の中にあるんですかな、教えてください。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 厚岸町湖南地区まちづくり事業計画の中では、老人施設をつくるといった計画はないものでございまして、今そういった話は聞いたことはございません。

（「トイレはどうなの」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 答弁漏れありますか。

（「トイレ、トイレ」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） トイレでございませうけれども、湖南地区まちづくり推進協議会の皆様の意見を聞いた中では、皆様も若い人から結構高齢の方もその委員の中に入っております。そうした中での意見でございませうので、ご理解いただきたいと思っております。

- 委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

- 菊池委員 今、トイレの清掃するぐらいの人はたくさんいると思っておりますよ。年配の方でも結構動きがよくて、ばりばりしている人がおりますし。そのぐらいの委託できると思っておりますけれども。町長、そういう気持ちないですか、設備する。

- 委員長（竹田委員） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをいたします。

先ほど担当課長から答弁をいたしたとおりなんです。当初はトイレも考えておりましたけれども、地域としては必要ないという結果でありましたので、そういうことで施工しているということをご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（竹田委員） 9番菊池委員。

- 菊池委員 だから話しているんですけれども、老人、それから体の悪い人、その人たちのためにやっぱり、それと観光客、イベントがあるときや何か必要なんですよね。そういうことで、町長、やっぱりそれをぜひやってほしいんですけれどもね。

- 委員長（竹田委員） 町長。

- 町長（若狭町長） トイレの件につきましては、地域の声としてそういうことですが、イベント等においては、臨時トイレを設置して間に合わせたいということでもありますので、その点も地元の声として我々協議の結果、そうなっておりますことをご理解いただ

きたいと存じます。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、2目公園事業費。

125ページ。

6項住宅費、1目建築総務費。

2目住宅管理費。ございませんか。

2番堀委員。

- 堀委員 今回、財源内訳補正をしているんですけれども、2,200万円近くですね。その他というのは、住宅料だというふうに理解しているんですけれども、今回この内訳補正として住宅料をふやして、一般財源のほうを減らしたというものというのは、何かしら意味があるのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

住宅管理費の町営住宅、国が10万7,000円、その他に2,179万円、一般財源2,180万6,000円の財源内訳補正でございます。

このその他につきましては、住宅料の増、これは当初、給与費のほうに充当しておったものを今回、住宅管理費のほうに振り替えるものでございます。

- 委員長（竹田委員） 2番堀委員。

- 堀委員 その給与費から振り替える必要性があったという、その理由というのを聞きたいんですけれども。

- 委員長（竹田委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 給与費のほうにもわたりますが、住宅管理費、いわゆる住宅に携わる職員に対する人件費が例えば1,000万円あるとすると、それに対して住宅料が3,000万円入るということになると過剰になるということで、こちらのほうに振り替えるということで、簡単に申し上げますと、そのような調整をさせていただいているとい

うことをございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 ただ、この住宅の住宅料、たしか今年度決算も8,000万円ぐらいになるのかな、ちょっと正確な金額まではあれなんですけれども、その大部分というのは償還金のほうの財源に使われているというふうに私は思っていたんですけれども、そうすると、給与費も含めて償還金財源で今まで回していたものが急に管理費のほうに回ってくると。償還金のほうが急に減ったか何かというような理由でもないとなかなかこういうふうにはならないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後4時05分休憩

午後4時08分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。先ほどの説明で詳しく説明しなかったので、申し上げたいと思います。

実は、当初予算において、このたび財政健全化法が施行されまして、財源充当の方式が変わりました。その段階で20年度当初予算におきましては、先ほど申し上げたとおり、職員人件費分に充当しておったところをございます。それで上尾幌団地から宮園団地の町営住宅の使用料をそのように充当しておったところをございますが、このたび、その充当の仕方、これは比率に当然かかわるところをございます。その詳しい、いわゆる充当の順序が示されたところをございまして、このたび3月におきまして、20年度の決算の比率を正確に出すべき適正な国の規則に基づく充当に変えるものをございます。

答弁になったかどうかわかりませんが、そういうことで今回財源充当の振り替えをするところをございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、充当の順序というのを教えていただきたいんです。住宅使用料を仮に8,000万円としましょう。そしてまず、管理費のほうに先に充当する、その次に人件費に充当する、最後に償還金のほうに充当するとかというような、その順序というのを教えていただきたいんですけれども。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長）　まず、当初予算で説明申し上げます。

まず最初に職員人件費に充当し、その後、残余がある場合には、償還金、いわゆる町営住宅建設の際に借りる公営住宅債、これの償還金に充てるという順序になっています。なおかつ余ったものについては、町営住宅の修繕等、維持補修等に充当するという順序になっているところでございます。

- 委員長（竹田委員）　2番堀委員。

- 堀委員　そうすると、人件費、償還金含めても、なおかつ2,173万8,000円が20年度として住宅使用料、充当するだけの分があったというふうに考えても。ということは、仮に人件費が1,000万円としたときには、償還金のほうは5,000万円ぐらいしかないというような、単純計算ですけれども、そんな計算でよろしいのでしょうか。

- 委員長（竹田委員）　税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長）　委員おっしゃるとおり、そのとおりの順序で充当してまいりますので、歳入が例えば1億円あったときに、人件費、そして償還金、そしてその他に充当し、最終的には全額充当されると。なおかつ、もっと余った場合、これはあり得ないことではございますが、振替一般財源ということで一般財源に振りかわるという規定になっているところでございます。

- 委員長（竹田委員）　2番堀委員。

- 堀委員　そうすると、この20年度の公営住宅債の償還金というのは全額幾らなんですか、全部で。

- 委員長（竹田委員）　休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時24分再開

- 委員長（竹田委員）　再開します。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長）　お答え申し上げます。

まず歳入、町営住宅の収入の総額、この3月補正でございますけれども、8,162万2,000円、そのうち人件費に充当が2,986万5,000円、それから公債費、いわゆる起債の借入金に対する償還金、3,042万9,000円、それから、一般的に住宅管理費に対する充当が2,132

万8,000円ということになっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど課長のほうから、財源充当の順番を説明させていただきました。当初予算では、その財源充当の順番が、人件費、償還費、そして管理費という順番でございました。それが、先ほど順番が変わったと言って、変わった後の話をしておりません。どういうふうに変ったかといいますと、まず住宅管理費のほうに充当しなさいというふうに変わりました。それから次に人件費、その次に償還費という順番に変わったことによる財源充当の変更という内容でございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 先ほど税財政課長が言われたことというのは訂正するという。先ほどは、きちんとその順番で、人件費、償還金、管理費というふうに言われていたものですから、私もそれに関連しての質問で伺ったんですけれども、それじゃ、それは間違いだったというふうに。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 間違いだと言われれば間違いでございますけれども、当初予算においては、そのような順序で充当してございました。ところが、今回、健全化法に伴いまして充当の順序をこのように変えるべき、3月補正で調整をさせていただいたというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると従来の住宅関係の収支関係というのは、何ら状況は変わっていないというふうなことで理解していいということですね。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、2目住宅管理費、ございませんか。

なければ、127ページ。

3目住宅建設費。ございませんか。

なければ、129ページ。

8款1項消防費、1日常備消防費。

2目災害対策費。

13番室崎委員。

- 室崎委員 災害何とか支援プランというものが大分おくられているんじゃないかということは委員会でも議論になりましたが、この前、厚文のほうにも、どんどんと今進んでいますというお話があって、意を強くしたところがございますが、今の進捗状況、それと、これからのことになると本当は補正じゃないので、そのところは緒論というのはいたしません、いつごろに議会に示されるのかというめどももう立ってきたんじゃないかと思っておりますので、そのあたり含めてご説明いただきたい。

- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

厚生文教常任委員会のほうに、まだ案の状態でこういうもので今進めておりますという報告をさせていただきました。新プランの案そのものは、基本的には、災害が発生したときにご自分で緊急避難が困難であるという方々を主たる目的として、このプランに基づく支援の必要な方として登録するデータを行政と地域等で共有しようじゃないかということが出てまいります。

登録の仕方としまして、みずから手を挙げていただいて私を登録してくださいという形と、それから、行政や地域がこういうものができましたので、ぜひ登録に同意をして方が一のときには支援する方もついてそういう行動をとりましょうというようなことが出てまいります。それから、私はこの支援が要らないという方も出ていらっしゃいます。

こういった手挙げ方式や同意方式や、登録に同意がされないということを想定しますと、個人情報私どもが整備をするに当たってクリアしなければいけない個人情報保護条例に基づく手続もございます。そういう意味では、正規のものとして議会にお示しする分については、審議会の審査をいただくという手順が出てきますので、そこはもう少し時間がかかるんだと思っておりますが、登録をしていただく作業そのものは、同意をしていただく方、それから手を挙げていただく方については、これは問題なく進められるというものでございますので、この後、同意をして共同で作業をしていただける地域のモデル、モデル地域という言い方をさせていただきますと、協力していただける地域をお願いして、その作業を進めていくという手順で今考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 ぜひ、それはどんどん進めていただきたいと思いますし、なるべく早く議会のほうにも、こういうふうにできて、今こうなっていますという話を、せめて厚文には今までどおり出していただきたいと思います、そのように思います。

それでもう1点申し上げますと、今回の一般質問で、私、一応高齢者の問題をちょっと言いました。それから、15番石澤議員が障害者の問題を言っていましたよね。これら今回の支援プランもみんな同じ土俵の上の問題なんですよね。行政と民間と、その中間にあるような機関と、全部が一緒になって本当の意味での地域の協力体制をつくっていかないと、こういう人たちを支えることができないということなので、当然これできてきて、モデル地区ができてくることで、そういう連動する分野も皆同じように動いてくると思いますので、よろしくお願ひしたいということです。

それからもう1点お聞きしますが、災害の問題で、ずっと私自身は懸案だというふうには思っているんですが、20年近く前にも私言ったことがあったようですが、真栄町から、今真栄町じゃなくなったか、真栄、宮園という地域ですね。ずっと鉄道用地の境界にフェンスが張られている。それで、いざ津波の何のといったときに、高台避難といっても、いわゆる鉄道用地の境界のフェンスが邪魔をして真っすぐ上がることができない。それで緊急時だけ通れるような方策をできないだろうかということのを改めて提言いたしましたが、そのとき担当者のほうにおいては、直ちにJRの担当者と話し合っ、いい方向に解決していきたいという旨のご答弁をいただいておりますが、その後、具体的にどのような交渉をして、どのような対応があつて現在に至っているか、ご説明をいただきたいわけでありませう。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 関係機関との連携の部分で私のほうでお答えさせていただきます。

質問者おっしゃるように、私どもも先般の認知症への対応、それから障害者の対応も含めて、災害時の組織を一緒に走らせることで、別々の取り組みではなくて効果的に対象者の把握でありますとか、地域との連携というものができてくるという認識でありますので、社会福祉協議会や民生委員の方々、それから地域の方々との連携、連動というものを意識しながら取り組んでいきたいと思つておりますし、地域にもお願ひをしたいと思いますというふうにお願ひしております。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

真栄町、宮園町地域の避難路の関係でございます。昨年9月に、たしか一般質問をいただいております。そのときに進めるという方向でお答えをさせていただきます。

実態を申し上げますと、大変申しわけないんですが、大きく進んでいないという状況でございます。図面を集める、それから土地の所有者の表示事項についてのチェックというようなことに取りかかっているような状況でございます。具体的なJRとの折衝については、これからというような状況でございます。

実は、幾つかの業務が重なりまして、ハザードマップの作成、それから防災計画の見直し、これらに少し時間をとられてしまったというようなことがございまして、お約束を果たす状況に現在のところないという点では、おわびを申し上げなければならない状況でございます。

以上が状況でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 一般質問で質問して、やりますという答弁があったことが、この程度の話なんです。しかも、それはいざというときに人の命にかかわる問題です。大変に私は不本意です。

今のお話を聞いていたら、何、図面を集めて、所有者を明確にして、それからでないと話できなくて、それに時間がかかっていた。そんなもの今の厚岸町のこの整備された地籍を中心とする図面の関係でいえば、印刷にかける時間だけでできてしまうでしょう。コンピュータ上でもってぼんとボタンを押すというと、シャッカシャッカシャッカシャッカといういい音をして図面が出てきますよ。2階の建設課の隣のところに小部屋がありますよ。そこに総務課長もたまには足を向けて、今の厚岸町のそういう実力がどのぐらいなものかということとは認識しておいたほうがよろしい。そうすれば、そのような出任せの言いわけはしなくて済むでしょうから。

航空写真も出るし、図面も出るし、それに座標まで入れて、所有者も入れて、全部出ますよ。何もいちいち集めて歩くなんていう必要はありませんよ。それとも、あれは全然当てにならない図面だから、こっちでもって全部検証しなければならないと、そういうことなんですか。お答えいただきたい。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

実態認識にどうも私おくられているようございまして、そういう点では、大変申しわけなく思っている次第でございます。速やかに対応をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それで、その基礎資料をつくるとか何とかということが難しいのではないと思うんです。私は、これは一朝一夕にいかないと思っています。それは、JRのほうの理解度がどの程度あるかということは、既に20年前から国鉄時代に、厚岸町は申し入れ

ているんだそうです。当時の議会の質疑の中でそういうことを聞いた記憶があります。しかし、事態は何一つ変わっていませんでした。厚い壁にぶつかって、ぽんとはね返されて終わりだったような気がします。

ただし、事は町民の人命にかかわることですから。いざというときだけ使えばいいんですから、普段そこをしゃかしゃかとみんなが通るようなものなんか要りませんからね、これをきちんと早急にやっていただきたい。

それから、今まで、うんとは言ってもらえないけれども、石をうがつのように何回も今言っているんだという程度の答弁は出していただきたい。そうでなければ、厚岸町というところは、こういう問題に関してはどういう物の考え方しているんだろうなというふうに、この地域でいざというときには大変恐ろしいよなというふうに言っている人たちの不安を取り除くことできませんでしょう。やっぱりね、はい、申しわけございませんという話では済みませんよ。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

ご指摘いただきました内容はもっともでございます。速やかに進めるということで、相手方と対応させていただきます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それともう1点なんですけれどね、宮園地区なんですけれど、ずっと防潮堤というんですか、波よけというんですか、入っているんですよね。ところが、船を揚げなければならぬので、一枚の壁で全部をつくることは不可能なんですよね。それでところどころに口があいているんです。そこのところには、角材を置いて、いざというときには、すき間がありましてね、そこのすき間に角材を積み木を積むように積んでいって防ぐという形になっているんですよ。

ところが、前にも、これは一度申し上げたことがあるんですけれどね、やっぱりその地域の皆さんのほうからは、これはご多分に漏れずどの地域もそうなんです、平均年齢がどんどん上がってきているんです。それで若い時代なら、いざというときにすぐ飛んでいって、そしてどんどんと積み上げることは可能だったんですけども、このごろは不安だという声が随分出ているんですよ。

前には一度、道のほうとそのことでもって協議をしたことがあるんですけど、これも結局は先立つもので、他に方法がないんじゃないかというような形で終わってしまっているんですけれどね、これについてはどのような状況でしょうか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 角落との関係でございます。

真栄町の宮原さんのところから磯田さんのところまでですが、護岸が設置されており

ます。昭和30年代の前半から設置されてございますけれども、その件につきましては、角落としの関係で以前にもご指摘をいただきました。その後、昨年秋になりますけれども、土現のほうと庁内の全体的な打ち合わせをさせていただきました。そのときには、北海道のほうで護岸の改修と申しますか、そういった点も含めて今検討をしているというお話でした。それは、今、既設の護岸を前に出すか、それとも今の護岸を少し改修するかと、そういったことで今調査をしたいんだというお話でした。それから、この電動化と申しますか、前回、電動化について地域の方から、もう高齢化になってきているので、町のほうで何とか考えていただけないかというお話がございましたので、その点については早速土現にも、以前にも話しています。

電動化という線も含めて、それから改修という考え方も含めて、現在、北海道のほうで今調査をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 角落としというんですね。あれは大きなまくら木よりまだ太いようなのをよいしょと持ち上げてやらなければならないんですよ。私、やれと申したらできません。また軽い薄い板なんかでやったらもちませんしね。

それで浜中町なんかで見ますとね、最新のところは電動になっているようですが、もともとのところを見ると、コンクリの太い大きな扉が開くと、それはぎゅうつと手で押すと動くというようなのもあると聞いています。

それで電動がうんと高いのであれば、一段おろしでそういうようなことでも、とにかく普通の大人が動かして使えるようなものということも視野に入れながら、いざというときに役に立つものをつくっていただきたいと、これ、切にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今のご指摘のご意見も参考にしながら、北海道のほうと協議してまいりたいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、2目災害対策費。

131ページ。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。

2 目事務局費。

3 目教育振興費。

4 目教育住宅費。

7 番安達委員。

●安達委員 ちょっと聞きたいんですけども、ご存じのとおり、上尾幌小中学校、残念なことに、3 月いっぱいということで閉校になるんですけど。それで残る教員住宅、これ、どのような形になるのか。壊すのか、それとも財産を移して、住宅困難というか、住宅を必要としている方に貸していただけるのか、それをちょっとお伺いいたします。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） ただいま言われました上尾幌の教員住宅の関係ですが、今年 3 月末で閉校となりまして、それ以降の住宅の管理につきましては、直ちに解体して更地にするということにはちょっと無理な状態でありまして、老朽化もしてきておりますので、閉鎖をさせていただきまして、使用できないようにさせていただくということで対応させていただきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 7 番安達委員。

●安達委員 確かにかなり古い、住宅はもう古いんですよ。使用できない住宅ももちろんあるんですけども、今現在お借りしている方もおります。比較的まだ使える住宅もやっぱり一、二戸はあると私は見ていますけれども、その辺あたり、何だかんだ全部封鎖するのか、地域に開放してくれるのか。できれば、キノコ住宅は確かに今、一般の方も使えるようにしていただいたんですけども、金額的に 4 万円というと、ちょっと上尾幌の地域と事情を考えますと、ちょっと 4 万円という金額はきついのは事実なんですよ。教員住宅あたりはもっとかなり金額的に安くお借りできるのかなというふうにも考えているんですけども、できれば使える住宅は、もし希望があれば使わせていただきたいなというふうに思うんですけども。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今現在入っている住宅があるんですけども、基本的に教職員の希望がある場合には、そのまま入られる方もいるような見込みもあります。

そしてもう一つですけども、いわゆる学校のそばでないところに何戸かそろっています。ただ、これが教員住宅でなくなったときに、いわゆる町道ではありませんので、除雪の問題等も出てきます。尾幌もあわせてそうなんですけれども、まずは、特に尾幌なんか新しいものですから、町内の先生の中でも、例えば釧路寄りで便利だという方が入りそうな見込みもあるものですから、まず優先的には教員に入らせていただいて、あと

の部分については、直接教育委員会で貸し出すということにはなりませんので、まずは住宅の取りつけの道路の部分等々含めて建設課と協議する中で、少し一定の決まりをつくった中でないと、結局、貸すときはどんな住宅でもいいというふうにして借りられても、やはり住宅の使用料をもらって入るとなれば、住宅のどこが悪い、ここが悪いという中では、このまま町営住宅と同じ扱いの中でお貸しするというのがやはり将来的には町としても大変だという認識あるものですから、ここについてはもうちょっと慎重に検討させていただきたいというふうに思っています。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 大体はわかったんですけども、できればね、そういうがんじがらめな感じじゃなくて、もう少し緩和されたような、そういう形にさせていただいて、住宅困窮というか、自分で今入っている方も、結構古くなってどうしようかなと、公住はあいていないしと。釧路の子供のところも行きたいけれども、なかなかそういう事情にもならないという方もいらっしゃるんです。そういう方あたりは、やっぱりさっき言ったように月4万円のキノコ住宅は不可能に近い状態なんですね。できれば、そういう方に開放できるような、そういうような措置でいていただきたいなど、そのように思いますけれど。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） できれば教育委員会とすれば、空いた住宅については使っただけきたいという気持ちがあるんですけども、ただ、確かに、実際に調べてみると、前に閉校になったところもそうだったんですけども、外見から見ると大丈夫じゃないかといっても、実際に建設課が見たら床がかなり腐食していたと、実際に入ってもらったら、ひょっとしたら1年もたたないうちに、床抜けたけれど何とかしてくれというふうな状況になっても困るというふうな話もあるものですから、できるだけお貸しできるような状況をつくっていきたいとは思いますが、その辺、建設課と協議する中で検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、5目奨学奨励費。
10番谷口委員。

●谷口委員 資料をお願いしていたんですけど、現在の積み立て総額が2,970万円、収支状況についても説明があり、返納の状況については、この資料を見ますと、未収金についての資料なんですけど、今回200万円の積み立てをする主な理由についてちょっと説明をお願いしたいんですけど。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今回、お手元に説明資料を提出させていただきましたが、20年度当初をごらんいただきますと605万円の繰り越しの基金がありました。20年度、今回2月までで507万1,000円の貸与額です。これは20年度の新規の決定した方が11名おりました、例年四、五名で推移してきたわけでありまして、20年度、こういった11人という通常の倍ぐらいの人数が貸与決定されました。それ以前の継続して貸与している方が9名おられますので、現在20名の方の貸与を行っているという状況でありまして、年間553万2,000円の貸与総額になる予定であります。

それらを考慮しますと、これら見ていただけると、今年3月末で330万円から40万円の残額になるということに相なりまして、今月末で200万円の積み立てを加えまして、前年並みの590万円ぐらいのお金で新年度の運用をしていきたいという考えで、200万円の増額をお願いしているところであります。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 経済状況が非常に今厳しい、そういう状況でありますし、あるいは就職が大変困難な状況にあるというようなことから、子供たちの専門学校、あるいは短大、大学等の上級学校への進学の要望も非常に多いのではないのかなというふうに思うんですがね、こういうときだからこそ、少しでも高いレベルの学業を、あるいは資格を有したいというようなことが、その背景にあるのは当然のことではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、これをやると前年と同じぐらいの貸与を進めていくことが可能になるということで理解をしていいと思うんですが、それと同時に、私、以前、この奨学資金の審議会の委員もやった経験があるんですけど、当時の判断がよかったのかどうなのかなというふうに今ちょっと反省しながらも考えているんですけども、現在も、例えば2人目の子供さんが奨学資金を利用するという場合は半額なんですか。それとも同額を今は貸し付けているのか、どっちなんですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 一人一人同額の貸し付けをしております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 それが本来ではないのかなというふうに、一時、非常に奨学金の財政が逼迫したときに、2人目が利用する場合は半額にしようというようなことが行われていたときがあったんですね。ですから、そういう点では、私は、それでは大変よかったなというふうに思うんですけども。

それとやはり安定的に財源を確保しておくということも、これは非常に大事なことですよね。それで返還の中止、停止、まるっきり初めから返還が行われていないというような人がいるという、特に問題なのは、初めから、あるいは大半を返還し切れない、そういう人たちの主な理由は何なのか、その辺をちょっと明らかにしていただきたいんですが。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） この奨学金制度は昭和41年の条例制定から始まっておりまして、貸付制度を行っておりますが、そのときの貸し付けの状況で特に見られるのが、現在は奨学金を受ける子供さんにも来ていただきまして、内容を説明し、進学後、就職した段階では、こういった借りたお金を返していただくこととなりますよ、期間は10年ですよという説明をしながらやっておりますが、過去の例を見ますと、親が子供には何も知らせないで親が借りて、親がお金を使って、子供が就職した段階で子供に請求が行ったら、僕は知らんということが言われております。今もそういった中での未納がまだ残っております、粘り強く話をして大分件数は減ってきているんですが、そういったことがあるんでございます。

現在、今言ったように、前段、貸し付け決定したときには親御さんと子供さん、両方に説明をしまして、学校を通じて決定を出しておりますので、最近はそういったことがなく回収はしてきているんですが、過去の例としてはそういうことがあるのも事実でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 それで、この返還のないものは、19年度から20年度に変わって6が4になったんですけども、これは何か時効か何かでこういう状況になってしまったということなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 実は全く返還のなかった人が、この間の折衝、お話の中で、少しでも支払いが始まったということで、一部入ってきているものですから、返還のないものではなくて、区分が変わったということでもあります。今言われました債権をチャラにしているということとはございません。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●委員長（竹田委員） 5目、他にございませんか。

1番音喜多委員。

●音喜多委員 主たるところは聞いていただきましたので、よくわかります。私も一般質問の中で、俗に言う100年に一度の不況という状況の中で、これは親も子も大変だろうなという意味合いが、全国的にこういうケースに流れていっているという。そういう意味では、この資金を確保するということは、新年度にゼロで、今年度補正の中で新年度に備えるという点では、非常に手早いなというふうに感じています。

今言われているように595万円プラス、来年度、新年度に償還いただく分を含めれば、大体、当初でいけば300万円ほどですから、多少多くても対応できるかなというふうに私は素人的には思うんですが、その辺はいかがですか、それだけ聞いておきたいと思いません。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 委員今言われたようなことでの概算での計算はしておいて、今年度より若干人数が多いかもしれないという想定のもとでの今回の対応をさせていただきましたので、ご理解願います。

(「いいです」の声あり)

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

13番室崎委員。

●室崎委員 今こういう不況で、マスコミなんかの記事を見ると、高校に行っていた子供が断念せざるを得ないとか、そういう非常に不幸な状況がたくさん出てきているようです。それで、奨学金なんていうもの、この制度は、本当はお金があればもっともっと充実させたいですね。だけれども、先立つものには制限がありますので、その中で現在このように進めていらっしゃるということに対しては、私は大変敬意を表します。

その上でお聞きするんですが、返還のない人というのは、やっぱり大体この厚岸町でずっと育ててきて、中学から高校へ上がるときとか、高校からどこかの大学へ行くときとかというようなところで経た中でこういう未納といいますか、未返還といいますかね、こういうものが出ているというふうに押さえておけばよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今言われましたとおり、転入されてきた方たちではなくて、ず

っと厚岸に住んでおられる方であります。ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それから今、消滅時効の話がちょっと出ておりましたけれども、もちろん粘り強く話をして、いきなり裁判を起こせなんていうことは言いませんけれども、ただ、粘り強く話をしているうちに消滅時効が完成してしまったということになってはうまくありませんので、そのあたりのきちんとした措置もしているわけですね。その点お聞かせをいただきたい。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 我々、今やっているのは、電話でのお話もさることながら、文書できちっと定期的に連絡をしまして、それらもきちっと届いている状態ですので、時効とかにならないように管理をしている状況ですので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 催告をしているという意味ですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 催告というか、現在、使ったお金がこれだけで、これだけのまだ未払いが残っていますよという催告の形で文書を送付しております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それは時効の中断理由にはならないですね。ご存じですか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現在、ここに出ている方々につきましては、連絡がついていません。その中で相手が、まだ入っていないんですけれども、払いますというふうな意思表示されていますので、その点については、ここの部分で成立しないというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 ここに出ている20年度末でもって2名と4名、計6名、この人たちは払う意思を表示しているということですね。それは文書できちんと。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 説明不足で申しわけございませんが、支払い計画書という、返済計画をあらかじめ立てることになっておりまして、それをいただいております。それが1年、2年でうまくいかない場合に、改めて変更後の計画書を提出するという手続をとっておりまして、そういった意味で連絡をとれて、本人もそういうことでのこちらとの約束事があるというお話でございますので、ご理解願います。

（「わかりました。結構です」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、6目スクールバス管理費。

6番佐齋委員。

●佐齋委員 ここで、スクールバスの運行路線と、それから委託が、直営でやる部分と委託がありますが、その委託先がもしわかれば教えてください。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） お尋ねのスクールバスの運行路線と委託先であります。20年度のスクールバス、現在運行しているバスであります。まず、委託とか貸し切り等々がありまして、委託路線は苫多門静線、これをさくらハイヤーさんに委託しております。それから糸魚沢線、これをさくらハイヤーさんに委託しております。床潭筑紫恋線あります。これは貸し切りバスを使用しまして、くしろバスにお願いをしております。この3路線が委託している路線であります。

そのほかに直営でやっている部分はあるんですけども、それは尾幌線、太田大別線、高知トライベツ線が、町の職員が運転しております。

（「いいです、いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） いいですか。

6目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、135ページ。
2項小学校費、1目学校運営費。
10番谷口委員。

- 谷口委員 学校の消耗品、燃料費等の出し入れになっているんですけど、結果的にこれが小規模な数字での処理になってきているんですけども、例えばこれ、学校の消耗品だとか、そういうものの在庫管理といいますか、こういうものは現在どのように行われているか。例えば、コピー用紙が1箱ももし次年度に残ったらだめなような計算がここにはされているんですか。それとも、例えば、そういうものというのは動きがわかりませんよね、学校の規模だとかそういうものによってね。そういう場合に一定のものが次年度に残ってもいいよ、ぴったり終わらないとだめですよと、どっちなんですか、こういうものというのは。

- 委員長（竹田委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 会計年度の問題はありますけれども、在庫管理って、役場でもそうですけれども、ぴったりぴったりで終わるように買うというのは非常に効率悪いですし、逆に言うとある程度の中で円滑に進むようにやっておりますので、その在庫管理自体もそれぞれの学校の、基本的には道職員の事務官が中心になって、4月入ってすぐに困らないような形で在庫管理しているというふうに思っています。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 そうすると、今の教育長のお話からすると、例えば消耗品ですよ、コピーをしたとかそういうものというのは、いいですよ、そういう押さえでね。そうすると例えば今、きょう何日だっけ、10日か、あと20日か2週間すると3学期、学年末で、一応子供たちのスケジュールは大体年間のを終わりますけれども、それに向かっているかなことがあるわけですけども、そういうときに支障を来すようなことにはなっていない予算だということでもいいですよ。例えば、何かなくなって、もう買う予算がありませんというようなことにはなっていないというふうに理解していいですよ。そういう学校がもしあったらどうします。そういう学校があったら。この予算でできるということをやっているわけでしょう。そういう学校がもし出てきた場合にはどういう扱いをするんですか。

- 委員長（竹田委員） 管理課長。

- 管理課長（須佐課長） この補正予算を作成する段階で各学校と連絡をとりまして、大体年間使う、あるいは一月に使う量というのは把握しておりまして、まして年度末の事務をそれぞれ行われることはわかっておりますので、そういった意味では、連絡をとりながらこの補正予算の数字をまとめたところでありまして、今言ったようなことは起

こらないというふうに信じておりますし、起きた段階は私どもが責任を持って対応させていただくというふうにしたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、例えば不足が出た場合には、十分手当てをするというふうに理解していいんですね。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今現在の予算は、学校別の予算を組んでおりますので、そういった中では、我々が事務局のほうで対応していきたいというふうに考えていますので、学校には支障のないようにさせていただきますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、今、厚岸だけかもしれないんですけども、小学校、中学校のほうで頭シラミ病というのかな、そういう発症と言ったらいののかな、そういう子供たちがいるというふうに聞いたんですけども、その状況というのがどのようなものなのか、また、何か普通のケアというか、病院とかに行かなければならないとかというようなことも聞いているんですけども、その辺の状況というのはどのようになっているんでしょうか、教えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 5 時16分休憩

午後 5 時17分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
管理課長。

●管理課長（須佐課長） 頭シラミの関係であります。過日の校長会で私のほうから、学校での発症については確認されていないんですが、今回、保育所のほうから、保育所の園児が発症しているということで、兄弟に小中学生がいれば、家族の中での感染というものが考えられますので、学校のほうでも注意をしましょうということでのお話をし

ました。きょう現在も、各小中学校での報告は受けておりません。

その際に校長会で説明したのは、発症した際の対応として、やはり皮膚科の医師の手当てを受けてほしいということと、発症した保育所のほうからの報告は、お医者さんが言うには保育所を休む必要はないけれども、手ぬぐいとかの使い回しとか、兄弟でもそういったのは避けてくれと。それと、保育所で使っている布団やまくらは一度持ち帰って洗濯をしてくれということは医者から指示をされたということで報告を受けておりました、そういった内容については校長会などでの説明はさせていただきました。よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 校長会の中での話、そういうものは、PTAとかのほうにも学級通信や何かと
いった中で周知しているというふうなことでよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 学校からそれぞれの父兄のほうには、そういったことでの注意の喚起というか、お願いは連絡が行っているかもしれませんが、そういったことでもありますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは保育所の関係で、頭シラミの件でお話をさせていただきます。

3月4日の時点で1名の年長児が頭シラミのおそれがあるということで、父兄に連絡し、医師にかかっただくということをお願いして、その次の日も5名の疑いがありまして、同じように医師の診察を受けていただくように勧めたと。

その時点では6名の児童が頭シラミであるという診察を受けているというところで、これは保育所のほうではどういう対応がいいのかということで、既にお知らせということで、頭シラミに対する対応の仕方、どういったシャンプーを使うとか、そういったもののチラシを父兄にも配付してございまして、それほど頻繁というわけではございませんが、ないわけではない状況で、時々何年かに一度そういった感染が起きるという状況にあるということで、保育所では、今お話もありましたが、一度午睡用の布団を持ち帰っていただいて洗濯していただくとか、そういった処置を今したところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、139ページ。

2目学校管理費。ございませんか。

なければ、141ページ。

3目教育振興費。

10番谷口委員。

●谷口委員 要、準要保護の就学援助が23万3,000円減額ということになっているんですけども、現在、経済状態あるいは労働環境の悪化等によって失業者の問題も非常に大きな問題になっているんですが、給食費だとか学校のほうの納入等にかかわって、現在どういものが負担しなければならぬのか私ちょっとわからないんですけど、そういうものの納入ができないでいる子供たち、そういうのは現在あるのか、ないのか、その辺でちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 5 時24分休憩

午後 5 時25分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変時間をとらせて申しわけございません。

準要保護の生徒の関係での今お尋ねでございますが、学用品や通学用品、さらに新入生の学用品、それから体育実技用具、修学旅行など校外活動の分も含めて支援を行っておりますので、そういった中では必要な購入費に充てられているというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 いや、それは当たり前なことなんで、私はこれについてはわかって聞いているんですよ。当然それに充てられないと困るわけでしょう。ところが、今、いろいろな条件があって、残念ながらお父さんが年末、本当は例えば11月ぐらいまで、あるいは12月いっぱいぐらい仕事をしていただけたというふうに家族全体では考えていたけれども、公共事業の減少等によって10月で仕事がなくなってしまったというような季節労働者の方々もたくさんいるわけですよ。そうすると全体的に狂ってくるわけでしょう。そういう場合に、例えば給食費だとか学校に納めなければならないお金、そういうものが滞ったり、あるいは納めることができなくなってくるような家庭が現在出てきているのか、全然厚岸にはそんなことは関係ありませんよと、もう厚岸の景気は十分満たされているから未納にするなんてとんでもないというふうになっているのか、そのあたりの状況に

ついて説明をしていただきたいということでございます。

- 委員長（竹田委員） 1回目の質問で、給食費などの未払い者がいるのかという質問だったので、明確に答えていただきたいと思います。

教育長。

- 教育長（富澤教育長） 準要保護につきましては、給食費の部分については学校のほうから納入する形をとっておりますので、給食費の準要保護の未払いについてはございません。

そして、もう1点なんですけれども、それ以外の方で急に生活が困窮して給食費の未払い等が出ていないかというご質問かと思うんですけれども、現在、給食センターと学校の間で大きくおくらしているというふうな生徒さんがいるという話は入っておりませんので、順調に給食費については納入されているというふうに私たちは受けとめております。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 だから、準要保護を受けている人はもういいんですよ、それできちっと対応されているから。私は、問題にしているのは、こういう状況ですからね、例えば納めたくても納めることが残念ながらできなくなってしまうというときに、それを手だてしていくのがこの準要保護の制度ではないのかなというふうに思うんですよ。ですから、そういうことが必要な子供が出てきたときには、速やかに、こういう年度途中というより末に近づいていますけれども、それでも適用させて対応していくというのが本当の意味の行政サービスではないのかなというふうに考えるんですよ。それでどういうことだということを聞いているんですが。

- 委員長（竹田委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 準要保護の関係なんですけれども、もちろん原則的には年度当初に、3月中に周知をして、学校を通して、学校長等との意見もございまして、申請をしていただくんですけれども、急に生活が苦しくなったというふうな場合につきましては、民生委員や学校長等との意見をいただきまして認定を行うことができるということになっておりますので、年度途中での認定することができないという対応はとっておりません。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 ですから、そういうことで現在のところ、給食費は今順調に納められているということなんですけれども、例えば学校に納めなければ、今余り教育長のおかげというか、教育委員会で学校に納めるお金をなくしようと、負担を軽減していこうということで、

だんだんなくなっていると思うんですけど、それでも全くゼロではないと思うんですよ。だから、そういうのに滞りはないというふうに理解していいんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現段階では、学校のほうから、例えば先ほど言ったような生活困窮のために学校への納入が滞っている生徒がいるというふうなことは受けておりませんので、私どもは、先ほど言ったような形での認定を途中で行っているというケースは今年度についてはまだございません。

（「いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、4目学校建設費。
3項中学校費、1目学校運営費。ございませんか。
なければ、145ページ。
2目学校管理費。ございませんか。
なければ、147ページ。
3目教育振興費。
なければ、149ページ。
5項社会教育費、1目社会教育総務費。
2目生涯学習推進費。
10番谷口委員。

●谷口委員 備品購入費、これちょっと73万7,000円なんですけど、これは何ですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） お答え申し上げます。

ことしの4月から真龍小学校のほうへ生涯学習課が移りまして、生涯学習活動ということでいろいろなサークル等の振興をしているわけですが、その中で、1年間やってきた中で、サークル活動をする上で必要なものが出てまいりました。それが、例えば下足棚ですね。この下足棚につきましては、体育館の入り口から入ってきた場合に、30足ぐらいの下足棚があるんですが、例えば学校施設の中でホール等を使ったミニコンサートとか、あと少年団活動としての各試合等が来た場合に、やはり100名前後の子供たち、一般の方々が来た場合に下足棚が足りないものですから、それを補うための臨時的な下足棚を購入するのが一つあります。

それから、移動式の鏡。これにつきましては、サークル活動の中でジャズダンスとか、それから着つけ等の講座を開いているんですが、それに伴っての鏡がどうしても必要になったことから鏡を購入するものが一つでございます。

それから、案内板の購入です。これについても、生涯学習系のほうから、学校施設のほうに移動する場合に、案内板が当初ありませんでしたので、やはり学校のほうに進む段階でいろいろな移動する位置等の表示が必要だということで、その表示板を購入しております。

それから、あとはパンフレットのスタンド。これについては、やはり生涯学習施設ということを含め備えた学校施設でもありますので、生涯学習課が入っている場所にいろいろな生涯学習に係るパンフレットのものを置かなければ、やっぱり皆さんにいろいろなものを周知できないということもありまして、その棚を買うという部分でございます。

それらを合わせまして73万7,000円という、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

(「わかりました。いいです」の声あり)

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、3目公民館運営費。

153ページ。

4目文化財保護費。

5目博物館運営費。ございませんか。

なければ、157ページ。

6目情報館運営費。ございませんか。

なければ、159ページ。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。

2目社会体育費。ございませんか。

なければ、161ページ。

3目温水プール運営費。

4目学校給食費。ございませんか。

なければ、167ページ。

11款1項公債費、1目元金。

2目利子。ございませんか。

なければ、169ページ。

12款1項1目給与費。ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

次に、第2条繰越明許費、6ページ、ございませんか。

次に、第3条債務負担行為の補正、7ページ、ございませんか。

総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 討論ありますか。

(「あります」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 2番堀委員。

- 堀委員 私は、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、6回目の本予算に当たり、次の考えにより反対の意見を述べるものであります。

私は、本補正予算中、6款1項3目にあります食文化振興費、厚岸味覚ターミナルへの補助金1,000万円については、まず1に、算定根拠の不明確さ、これはやはり丸一日議論を尽くされたにもかかわらず、どうしても明確な回答というものが得られなかったというふうに思っております。

2に、この補助金を含む新年度の委託費の増額分も含む支援の期間というものが明示されていないと、そういったもの。

そして3に、当該味覚ターミナルの抜本的な経営の改善というものが、何ら具体的な方策というものが示されていないと。

これら枚挙すればいとまがないほどの疑問というものがあつたものですから、本予算の執行に関して、現状としては、私は町民への議会としての説明責任を果たすという意味では大変難しいものがあるなというように判断しております。

よつて、当該味覚ターミナルの予算を含む議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算に反対するものであります。

- 委員長（竹田委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番安達委員。

- 安達委員 私は、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算案について賛成の立場から意見を述べるものであります。

本予算案につきましては、厚岸味覚ターミナルへの補助金が計上されていることが採決に当たつての議論になつているところでありますがつ、まず、味覚ターミナルは厚岸町の基幹産業の振興と他産業への波及効果による地域経済の活性化を主目的として設置さ

れていると思います。存在意義に思いをはせなければならぬと思います。

町への集客力アップや地場製品の消費拡大などに効果があることは、だれもが認識しているところであり、今や町の顔として広く知られており、これからの町の観光振興を促す上でも、その存在価値は大きなものがあると考えます。

この味覚ターミナルの管理運営において、その任に携わる味覚ターミナルの営業努力を促すことに否定はしませんが、これまでにその責務を負って経営改善に努め、黒字に転ずる状況にまで努めたことは評価すべきものと思いますし、その後も決して放漫な経営を行っているとは思いません。

平成16年度以降、再び赤字となる運営が続いていますが、これは景気動向の変化などによる釧路管内への観光客減少という外因によって生じているものでありますし、このような社会経済環境の変化への対応を、単なる利益追求の民間経営でなく、公共性を保ち、一定の制約を受けながら運営に当たる第三セクター、味覚ターミナルの経営努力のみに負わせることは、現実的に極めて困難と言わざるを得ないと思います。

味覚ターミナルの設置目的を果たすため、運営において、その管理運営を委ねるのであれば、それができ得る条件をもって委ねなければ、その運営を継続することができないことは明白であります。

厚岸町の産業振興にとって味覚ターミナルは、これからも存続し、その機能を発揮し続けなければなりません。そのためにも、このたび提案のあった町からの経費負担はやむを得ないものと考え、賛成の意見といたします。

以上です。

- 委員長（竹田委員） 次に、原案に反対の発言を許します。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、原案に賛成の発言を許します。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（竹田委員） 起立多数であります。

よって、本案は可決いたしました。

（「委員長」の声あり）

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 私は、ただいま決定いたしました議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算においては、やはり先ほど申しました意見のとおり反対でありますので、私が先ほど申しました反対意見を少数意見として留保いたしたいと思います。

●委員長（竹田委員） ただいま堀委員から少数意見を留保したいとの申し出がありましたが、留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

堀委員の少数意見の留保に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

●委員長（竹田委員） 賛成者1人以上でありますので、堀委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は、速やかに委員長を経て議長に提出願います。

本日の会議はこの程度にとどめ、あす審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれにて閉会します。

午後5時45分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年3月10日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長